

邑楽町告示第84号

平成20年第2回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年6月9日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成20年6月13日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（15名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員
17番	大 野 栄 議員		

○不応招議員（なし）

平成20年第2回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成20年6月13日（金曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第59号 平成20年度邑楽町一般会計予算
- 第 4 議案第60号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議案第61号 平成20年度邑楽町老人保健特別会計予算
- 第 6 議案第62号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第63号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計予算
- 第 8 議案第64号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計予算
- 第 9 議案第65号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計予算
- 第10 議案第66号 平成20年度邑楽町水道事業会計予算
- 第11 報告第 1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について
- 第12 議案第67号 西邑楽土地開発公社定款の変更について
- 第13 議案第68号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 第14 議案第69号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第15 諮問第 1号 邑楽町農畜産物処理加工施設の使用に関する処分についての異議申立に対する決定について

○出席議員（15名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員
17番	大 野 栄 議員		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
川 田 定 昭	教 育 長
堀 井 隆	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
中 村 紀 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
岡 村 静 代	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
石 井 貞 男	都 市 計 画 課 長
増 尾 隆 男	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
飯 塚 勝 一	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長
沼 田 正 美	水 道 課 長
遠 藤 幸 夫	学 校 教 育 課 長
金 子 重 雄	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開会及び開議の宣告

○横山英雄議長 ただいまから平成20年第2回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時05分 開議]

◎諸般の報告

○横山英雄議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

次に、町長からお手元に配付のとおり、平成19年度分の繰越明許費繰越計算書について提出がありました。

次に、今期定例会において本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○横山英雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において田部井健二議員、黒川洋子議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○横山英雄議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から19日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は19日までの7日間と決定しました。

◎日程第3 議案第59号 平成20年度邑楽町一般会計予算

○横山英雄議長 日程第3、議案第59号 平成20年度邑楽町一般会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第59号 平成20年度邑楽町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億6,400万円で、前年度に比べ18.5%減といたしました。

歳入については、基金からの繰入総額が2億4,053万円で、前年度に比べ89.3%減、また義務教育施設整備や地方特定道路整備等に伴い、町債を3億7,160万円、同8.4%増といたしました。

歳出では、各種団体等への補助金の1割削減や投資的経費の抑制等で歳出削減に努める一方、今年度は未来を担う子供たちへの支援を重点に、教育、福祉の充実に力を入れ、子育て予算といたしました。

なお、詳細につきましては、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 小島税務課長。

〔小島哲幸税務課長登壇〕

○小島哲幸税務課長 町税につきまして、補足説明を申し上げます。

町税全体では、前年に比較しまして1億1,853万5,000円増の39億5,874万6,000円ということで予算計上をいたしました。

以上でございます。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 町税以外の歳入につきまして、補足説明いたします。

資料の予算書の19ページお開きください。2款地方譲与税、自動車重量譲与税については1億3,000万円計上いたしました。

続きまして、21ページ、地方消費税交付金につきましては2億5,000万円、続いて23ページ、地方交付税については5億8,000万円、ちょっと飛びまして29ページをごらんください。29ページからは国庫支出金ですけれども、国庫負担金1億9,762万2,000円を計上しております。

その次のページ、31ページについては、国庫支出金のうちの国庫補助金1億3,436万2,000円を計上しております。

そして、33ページに飛びまして、今度は県支出金ですけれども、県負担金1億5,073万5,000円を計上しております。

35ページに飛びまして、県補助金については1億3,717万9,000円です。

41ページまで飛びまして、繰入金につきましては、総額で2億4,053万円を見込んでおります。

18款繰越金、その下ですけれども、につきましては2億9,600万円を見込んでおります。

49ページをお願いいたします。町債につきましては、総額で3億7,160万円を計上いたしました。

歳入については以上です。

続きまして、53ページをお開きください。歳出のほうに入っていきたいと思えます。

総務費の総務管理費、一般管理費については3億2,691万1,000円を計上しました。これは、主に職員31名分の給料と、特別職の人件費が大半を占めております。そのほか人事事務費や文書費等でございます。

61ページをお開きください。61ページにつきましては、下のほうに財産管理費があります。4,781万9,000円を計上しております。これは、庁舎管理費、車両、財務会計システム事業などが計上されております。なお、旧庁舎の南庁舎解体費400万円もあわせて計上しております。

続きまして、65ページ、財政調整基金費ですけれども、1億5,073万1,000円の積み立てを計画しております。

続きまして、67ページをお願いいたします。8の自治振興費ですけれども、これは行政区運営費を計上したものでございます。

飛びまして、81ページをお願いいたします。81ページにつきましては、今年度農業委員会の選挙が予定されておりますので、254万4,000円を計上してあります。

大きく飛びまして、163ページをごらんください。9款消防費でございますけれども、4億17万6,000円を計上しております。

続きまして、245ページ、予備費をごらんください。予備費につきましては、2,000万円を計上しております。

以上です。

○横山英雄議長 立沢企画課長。

〔立沢 茂企画課長登壇〕

○立沢 茂企画課長 企画課所管の歳出につきまして、補足説明申し上げます。

57ページをお願いいたします。予算書の57ページから始まる2目広報広聴費でございますが、前年度に対しまして306万2,000円減額の3,588万5,000円を予定させていただきました。広報広聴事業の取り組みといたしまして、町広報紙「広報おうら」やくらしのカレンダーなどの広報物の発行に要する費用など、また屋外有線放送の維持管理に要する費用など、この目に計上してございます。さらに、この目におきまして、60ページの下段から62ページ上段になりますが、情報の電子化を一層推進していくための情報関連事業の経費が計上してございます。

続きまして、65ページから68ページをお願いいたします。6目企画費について申し上げます。前年に対しまして16万5,000円減額の1,838万3,000円を予定させていただきました。この目では、町

づくりの推進に要する費用としまして、東毛広域市町村圏振興整備組合に対する経常経費の負担金を初め広域行政に関する負担金などを計上しております。

68ページになりますけれども、広域公共バスの整備事業の運行経費を計上しております。地域の公共交通として、利便性の向上のため、路線等の検討についても努力してまいりたいと思っております。

続きまして、71ページ、74ページをお願いいたします。13目町制施行40周年事業につきまして申し上げます。式典事業といたしまして、町制施行40周年記念式典の経費といたしまして119万円、また記念事業といたしまして、昔の写真展、子ども議会、NHKの公開録音などを予定させていただき、その経費といたしまして197万4,000円、合計いたしまして316万4,000円を予定させていただきました。

続きまして、81、84ページをお願いいたします。81ページ下段になりますけれども、5項1目統計調査費につきまして申し上げます。平成20年度は、例年と同様に実施される経常統計調査に要する費用を初め、5年ごとに実施をする住宅・土地統計調査など国の指定に基づいた費用を、指示された内容によって措置しているものでございます。

企画課所管の歳出につきましては、以上でございます。

○横山英雄議長 小島税務課長。

〔小島哲幸税務課長登壇〕

○小島哲幸税務課長 税務課所管の歳出の部分につきまして、補足説明を申し上げます。

73、74ページのほうをごらんいただきたいと存じます。2款の総務費、2項の徴税費、まず1目ですけれども、税務総務費1億3,819万7,000円を計上させていただきました。前年に比較しますと161万2,000円の増でございます。この項目につきましては、税務課職員19名の人件費等を主に経理している項目でございますので、詳細につきましては割愛をさせていただきます。

続きまして、2目の賦課徴収費でございます。本年度予算額が7,741万9,000円を計上させていただきました。前年に比較しますと209万2,000円の増でございます。この項目につきましては、税を賦課徴収するのに必要な電算会社に対する委託料、それから納税通知書を発送する郵送料、それから2名ばかりおります徴収嘱託員さんの報酬等を経理している項目でございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 増尾住民課長。

〔増尾隆男住民課長登壇〕

○増尾隆男住民課長 住民課所管の補足説明を申し上げます。

71ページから72ページをお願いします。11目住民相談費についてご説明申し上げます。金額は93万8,000円計上させていただきました。内容は、弁護士による月1回の無料法律相談及び人権擁護委員や行政相談員の相談活動費でございます。

続きまして、77ページをお願いします。77から80ページまでの1目戸籍住民基本台帳費1億253万円計上させていただきました。内容は、職員人件費及び窓口事務、戸籍管理事務に関する各種事務事業であります。

続きまして、95、96ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、5目人権対策費についてご説明申し上げます。さまざまな人権問題解決の取り組みとして、人権啓発推進事業として137万8,000円、男女共同参画を推進するため、男女共同参画事業として47万9,000円計上させていただきました。両事業とも、一部県の委託を受けております。

以上で終わります。

○横山英雄議長 諸井福祉課長。

〔諸井政行福祉課長登壇〕

○諸井政行福祉課長 85ページからの3款民生費のうち、福祉課関係予算について補足説明を申し上げます。

85、86ページをお願いいたします。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますが、2,417万8,000円増額の1億1,547万2,000円を予定させていただきました。この目では、職員人件費、社会福祉協議会運営費補助事業、民生委員児童委員活動事業等に要する経費を計上させていただきました。

87ページ、88ページをお願いいたします。2目の老人福祉費でございますが、予算額3億1,097万2,000円のうち、福祉課関係予算は6,352万9,000円でございます。前年に比べ660万8,000円の減額でございます。この目では、老人保護措置事業、ひとり暮らし老人福祉事業、高齢者の生きがい事業、90ページの在宅老人福祉推進事業等に要する経費を計上させていただきました。

91ページ、92ページをお願いいたします。3目の福祉医療費でございますが、2,871万5,000円増額の1億9,163万8,000円を予定させていただきました。児童の福祉医療費につきましては、入院、外来とも支給対象範囲を中学校卒業まで拡大する経費を計上させていただきました。

4目の障害福祉費でございますが、1,213万9,000円減額の1億9,636万7,000円を予定させていただきました。この目では、福祉タクシー使用料補助事業や障害者の在宅福祉事業、次の94ページで障害者自立支援法に基づきます各事業の経費を、実績等を踏まえ予定をさせていただきました。

95、96ページをお願いいたします。2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、268万7,000円減額の2億3,103万1,000円を予定させていただきました。この目では、100ページ上段までの児童手当支給事業や放課後児童対策事業等の経費を予定させていただきました。

99ページ、100ページをお願いいたします。2目保育所費でございますが、252万4,000円増額の4億4,857万6,000円を予定させていただきました。この目では、職員人件費、100ページから108ページまでの3保育園の管理運営事業に要する経費及び108ページ中段の保育の実施児童委託事業から私立保育園、子育て支援センター事業までに要する経費を計上させていただきました。

次に、107ページ下段の3目児童館運営費でございますが、76万5,000円増額の2,313万7,000円を予定させていただきました。

112ページ中段までの4児童館の管理運営事業に要する経費を計上させていただきました。

以上でございます。

○横山英雄議長 岡村保険年金課長。

〔岡村静代保険年金課長登壇〕

○岡村静代保険年金課長 保険年金課に係る予算の説明をさせていただきます。

90ページをお願いいたします。下段になりますけれども、2目の老人福祉費において老人保健特別会計、そして介護保険特別会計への繰出金を計上しております。

95ページをお願いいたします。中段になりますけれども、6目の後期高齢者医療費がございます。75歳以上の方の医療費に対する広域連合への負担金として1億3,155万9,000円と、事務費に対する特別会計繰出金といたしまして4,205万8,000円を計上いたしました。

111ページをお願いいたします。民生費、3項の国民年金費でございます。1目の国民年金事務取扱費といたしまして692万7,000円を計上いたしました。内容は、職員の人件費と事務費でございます。

113ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費でございます。113ページから116ページまでが保健衛生総務費となっておりますが、主なものといたしまして、116ページをお願いいたします。1目保健衛生総務費の中で、医療対策事業に8,826万2,000円を計上いたしました。厚生病院に係る負担金でございます。

それから、同じページで中ほどに国民健康保険特別会計繰出金がございます。1億6,024万8,000円を計上いたしました。

それから、115ページから122ページの上段までが2目の予防費になっております。

118ページをお願いいたします。主なものでございますが、下のほうに健康増進事業があります。2,947万2,000円を計上いたしました。前年対比が3,004万円の減でございます。これまでの住民健診が、各医療保険での実施する特定健診に切りかわったための減でございます。

125ページをお願いいたします。保健衛生費の中で、7目に後期高齢者医療費がございます。これは、後期高齢者医療制度に移った75歳以上の方の健康診査費用として計上いたしました。これにつきましては、この費用につきましては、広域連合のほうから受託料としていただいております。

保険年金課の関係は、以上でございます。

○横山英雄議長 並木生活環境課長。

〔並木邦夫生活環境課長登壇〕

○並木邦夫生活環境課長 生活環境課から予算の説明を申し上げます。

予算書の67ページをお開き願いたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、9目の交通対策費でございます。本年度予算1,514万7,000円を計上させていただきました。対前年比69万4,000円の減額になっておりますが、交通安全施設整備事業の減によるものでございます。

続きまして、69ページ、72ページの上段までとなっております10目の防犯費でございます。本年度予算642万6,000円を計上させていただきました。対前年比102万6,000円の減額となっておりますが、各事業の精査によるものでございます。

飛びまして、123ページから126ページの上段をお開き願いたいと思います。4款衛生費、1目保健衛生費、5目の環境衛生費でございます。本年度予算2,320万4,000円を計上させていただきました。対前年比39万3,000円の減額となっておりますが、犬猫の補助金及び浄化槽整備事業の実績等に基づいた予算計上による減額でございます。

続きまして、125ページ、126ページをお開き願います。6目の公害対策費、本年度予算173万8,000円を計上させていただきました。対前年比8万3,000円の増額となっておりますが、役務の増額で3年に1度の計測器の検定料がふえたものでございます。

続きまして、4款衛生費、2目清掃費、1目清掃総務費でございます。125ページから128ページの中段までとなっております。本年度予算4億9,851万4,000円を計上させていただきました。対前年比1,781万円の増額となっておりますが、大泉外二町清掃センターのコンピュータの交換と、大泉へ委託しているし尿処理場の高圧配管等の整備、交換と、汚泥破碎机2台の設置工事に伴う増額分でございます。大泉清掃センター分261万2,000円の増額でございます。大泉し尿委託分1,502万4,000円の増額となっております。

続きまして、127ページ、128ページのじん芥処理費でございますが、本年度予算3,864万4,000円を計上させていただきました。対前年比344万4,000円の減額となっておりますが、ごみの収集運搬事業委託費の減額が主なものでございます。

127ページの下段から130ページの中段までとなっております3目の地域し尿処理費でございます。本年度2,498万9,000円を計上させていただきました。対前年比556万2,000円の減額となっておりますが、新中野下水処理場及び明野浄化センターの修繕料の減額によるものでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 中村産業振興課長。

〔中村紀雄産業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○中村紀雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 産業振興課の平成20年度の歳出予算についてご説明申し上げます。

129から130ページをお願いしたいと思います。5款労働費、1項労働諸費でございますが、労働対策、雇用対策、勤労者の福利厚生に要する費用として1,317万円計上させていただきました。

131ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費でございますが、主な支出とし

ましては、136ページの上のほうになりますが、2目の農業総務費の一般経費におきまして、館林邑楽農業共済事務組合事務費負担金として1,601万3,000円計上させていただきました。

同じく136ページの下のほうになりますが、3目の農業振興費の農業振興対策事業の生産調整推進対策事業として、生産調整に伴う転作麦の品質向上のための水田有効利用対策事業補助金として1,200万円、転作の推進を図るための転作達成推進補助金として690万円計上させていただきました。

141ページをお願いいたします。7款商工費、1項商工費でございますが、主な支出は2目の商工振興費で、144ページの下のほうになりますが、商工振興対策の商工支援対策事業として、町内へ進出した企業への施設設置に対する奨励金として2,276万8,000円、さらにその下になりますが、企業立地奨励金でございますけれども、町内の既存の大企業が10億円以上の設備投資を行ったことに対する奨励金として2,300万円計上させていただきました。

以上でございます。

○横山英雄議長 横山土木課長。

〔横山正行土木課長登壇〕

○横山正行土木課長 土木課所管の歳出につきまして、補足説明申し上げます。

141、142ページの中段をお願いいたします。8目農業土木費でございますが、6,770万円を計上してございますが、前年度と比較いたしまして2,380万円の減額でございます。増減額の主なものですが、ふるさと農道緊急整備事業では2,800万円の減、また小規模土地改良事業では520万円の増となっております。事業内容につきましては、ふるさと農道緊急整備事業では1路線を予定し、3,200万円を計上してございます。また、小規模土地改良事業では、集落道路1路線、農道1路線を予定し、3,170万円を計上してございます。さらに、農業用道路、用排水路補修事業費として400万円を計上してございます。

次に、147ページをごらんいただきたいと思います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございますが、4,650万3,000円計上してございますが、前年度と比較いたしまして332万7,000円の減額でございます。

次に、151ページの中段をお願いいたします。2項道路橋梁費、2目道路維持費でございますが、2,171万1,000円計上してございますが、内容につきましては前年度とほぼ同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、下段の3目道路新設改良費でございますが、1億7,165万3,000円を計上してございます。前年度対比6,577万2,000円の減額となっております。増減額の主なものですが、152ページ下段の職員人件費につきまして468万円ほどの減額、またはぐっていただきまして、154ページ中段に一般経費中ですが、新規に県河川事業負担金63万円計上してございますが、これは多々良川の河川改修事業に伴い、一般的には堤防上に幅員3メートルの管理用道路を設置しますが、町との協議により、二ツ橋から牛沼橋の間につきまして右岸側、現地では南側の堤防上の通路を2メートル拡幅を

して5メートルにしたいというものでございます。県の用地買収に伴いまして、これに見合う分の負担金を予定してございます。

次に、その下段の道路新設改良事業では6,190万円の減額でございます。主な事業内容ですが、幹線町道では6号、19号線の継続整備、新規に地方特定道路整備事業による3号線の整備、その他町道の整備等に取り組む予定でございます。

次に、一番下段の5目用悪水路費でございますが、前年度より200万円減額いたしまして、600万円を計上してございます。内容につきましては、154ページから156ページにかけてでございますが、路線測量設計及び補償調査委託料、排水路改修工事費、水路用地購入費、物件移転補償費などがございます。

また、はぐっていただきまして、163ページをお願いいたします。5項住宅費、1目住宅管理費でございますが、1,407万6,000円を計上してございますが、対前年度比475万3,000円の減額となっております。減額の主なものですが、住宅維持管理事業につきまして、前年度では特に町営住宅建替基本計画策定委託料228万9,000円、町営住宅火災警報器設置工事137万9,000円等が計上されていたためでございます。主な事業内容ですが、これまで同様既存住宅の維持管理、また老朽化が進んでいる石打住宅につきましては、前年度に町営住宅運用管理委員会で策定いただきました建替基本計画に基づいて推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○横山英雄議長 石井都市計画課長。

〔石井貞男都市計画課長登壇〕

○石井貞男都市計画課長 都市計画関係予算の補足説明を申し上げます。

155ページ、156ページをお開き願いたいと思います。8款土木費、4項都市計画費、1項都市計画総務費につきましては、1,018万7,000円増額の5,843万2,000円にて予定をさせていただきました。増額の主なものにつきましては、事業支弁人件費の異動によるものでございます。

歳出の主なものにつきましては、157ページ、158ページになりますが、都市計画審議会委員報酬及び国土利用計画事務事業等職員人件費並びに経常経費を予定させていただきました。

下段の2目土地区画整理費でございますが、136万円増額の6,354万6,000円にて予定をさせていただきました。増額の主なものにつきましては、委託料及び工事請負費でございます。

歳出の主なものにつきましては、159ページ、160ページになりますが、実施設計業務委託料及び区画道路築造工事並びに物件移転補償費でございます。

3目公共下水道費1億7,817万5,000円につきましては、下水道事業特別会計の繰出金でございます。

4目公園費でございますが、1,050万5,000円減額の7,307万3,000円にて予定をさせていただきました。

161ページ、162ページをお開き願いたいと思います。減額の主なものにつきましては、公園管理事業の公園管理委託料でございます。

歳出の主なものにつきましては、職員2名の人件費及び経常経費並びに多々良沼公園、おうら中央公園、中野沼公園等の管理事業費を予定させていただきました。

説明欄の一番下段にあります県施行多々良沼公園整備事業費につきましては、多々良沼公園県事業負担金として374万7,000円を予定させていただきました。

一番下にあります街路事業費につきましては、廃目として予定をさせていただきました。

以上でございます。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

〔遠藤幸夫学校教育課長登壇〕

○遠藤幸夫学校教育課長 学校教育課所管の歳出につきまして、補足説明をさせていただきます。

165ページ、166ページをお開きいただきたいと存じます。10款教育費、1項教育総務費、1目の教育委員会費につきましては、前年度とほぼ同額の157万7,000円を計上させていただきました。説明は割愛させていただきます。

2目事務局費につきましては、7,509万2,000円を計上させていただきました。前年度対比775万4,000円の減額でございます。主には、人事異動に伴う職員人件費の減額と、19年度で小学校の臨海学校が終了したことに伴い、東毛広域市町村圏運営事業の臨海学校負担金の減額によるものでございます。

次に、167ページをお願いいたします。3目学校教育指導費につきましては、8,371万4,000円を計上させていただきました。前年度対比401万円の増額でございます。主に預かり保育、臨時職員等の採用に伴う賃金等の増額でございます。

次に、173ページ、174ページをお開き願います。4目教育研究所費につきましては、186万6,000円を計上させていただきました。対前年度比222万1,000円の減額でございます。これは、社会科副読本「伸びゆく邑楽町」が19年度で完了したことによる減額でございます。

次に、10款2項小学校費、1目学校管理費につきましては、8,996万5,000円を計上させていただきました。前年度対比100万8,000円の減額でございます。これは、4つの小学校でそれぞれ事務事業を精査したことによる減額でございます。

次に、187ページ、188ページをお開き願います。2目教育振興費につきましては、2,569万2,000円を計上させていただきました。前年度対比1,697万1,000円の増額でございます。主には、192ページをお開きいただきたいと思いますが、中段の丸印になりますが、県の委託を受けて行う豊かな体験活動推進事業1,350万円と、3年に1度、群馬交響楽団を招いて実施いたします移動音楽教室の負担金が増額になったことによるものでございます。

次に、193ページをお開きいただきたいと思います。3目学校建設費でございますが、これは一

番下段になります。3目の学校建設費でございますが、工事等がないことから廃目といたしました。

1枚はぐっていただきまして、195ページをお開きいただきたいと思います。203ページまでになりますが、10款3項中学校費をごらんいただきたいと思います。1目学校管理費でございますが、6,414万7,000円を計上させていただきました。前年度とほぼ同額ですので、説明は割愛させていただきます。

次に、201ページをお開き願います。2目教育振興費につきましては、1,046万3,000円を計上させていただきました。前年度対比32万3,000円の増額でございます。主には、小学校と同様、移動音楽教室による増額でございます。

次に、203ページ、204ページをお開き願います。中段よりやや下になりますが、3目学校建設費につきましては、1億8,605万円を計上させていただきました。邑楽中学校屋内運動場耐震補強、トイレ改修事業及び工事管理委託料を計上させていただきました。

次に、10款4項幼稚園費、1目の幼稚園費でございますが、1億2,384万5,000円を計上させていただきました。対前年比190万9,000円の増額でございます。主なものといたしましては、職員の1名増による人件費の増額と、長柄幼稚園の藤棚改修工事等による増額でございます。

大きく飛びますが、243ページ、244ページをお開き願います。中段より下になりますけれども、6項保健体育費、6目給食センター費でございますが、1億275万6,000円を計上させていただきました。給食センター費につきましては、職員給与等繰出金と、その他事業費繰出金を含め、学校給食事業特別会計への繰出金でございます。詳細につきましては、邑楽町学校給食事業特別会計で説明をいたします。

以上でございます。

○横山英雄議長 金子生涯学習課長。

〔金子重雄生涯学習課長登壇〕

○金子重雄生涯学習課長 それでは、生涯学習課所管の平成20年度予算について補足説明を申し上げます。

131ページでございます。労働諸費の中に勤労青少年ホーム費、それから勤労者体育センター費がございます。それぞれ管理運営費ということで計上させていただきました。

続きまして、飛びまして145ページ、146ページになります。商工費の中の産業研修会館費でございます。これにつきましても、産業研修会館の維持管理費ということで光熱水費を計上させていただきました。

続きまして、また飛びまして211ページでございます。5項の社会教育費、それから社会教育総務費から8目の勤労青少年ホーム費まででございますが、総額で2億1,033万9,000円を計上いたしました。前年と比較しまして、3,627万3,000円の減額となっております。主な減額につきましては、職員の減員と人事異動による人件費の減額によるものでございます。

続きまして、213、214ページでございます。新たな事業というふうなことで、2目の青少年育成費におきまして、放課後子ども教室推進事業ということで、放課後児童を対象とした安全、安心な子供の活動拠点を設けて、地域の方々の参画を得て子供たちとともに学習やスポーツ、文化活動などの交流活動等を行う事業を予定してございます。

また、飛びまして235ページになります。6項の保健体育費、1目の保健体育総務費から5目のスポーツレクリエーション広場費まででございます。総額で4,956万6,000円を計上しました。前年と比較しまして11万6,000円の増になってございますが、主な内容は町民体育館における職員人件費の増であります。

以上でございます。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午前10時59分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時16分 再開〕

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

石井議員。

○16番 石井悦雄議員 ただいま説明をされた61ページ、決して難しい内容ではございません。当たり前のことを住民から言われたので、一言申し上げておきたいと思います。

この中に庁舎管理費等がございますけれども、その件についてお伺いいたします。私の家に、こういったメモ用紙を持って訪ねられた住民の方がおります。ありのままに申し上げます。新しい庁舎になって、職員の関係でございますけれども、当然私はそのときに、議員もそうですから、職員さんだっただけ新しい庁舎に入れば襟を正して、それなりに気を使いながら職務に全うされるだろうということを申し上げました。でも、これは、これから申し上げることは現実にあったことでございます。

6月6日の朝、この周辺の住民の方が、いつも散策と申しましょうか、ジョギングと申しましょうか、やっているようでございます。6日の朝は、職員の駐車場にも車は一台もなかったようでございます。当然だれもいないはずだったとその方は言うております。にもかかわらず、2階のフロアがこうこうと明かりがついていたということでございます。これから1年間この庁舎を利用する上で、管理費等について細かな数字等も出ようかと思っておりますけれども、これはお互いに意識改革をしないと、こういった無駄なことが発生する可能性もございます。その方いわく、「電気料、光熱費等について、職員等が支払っているのであれば、私は何とも申し上げません」、そんなふうなこれに書いてあります。もしそういったことが信用できないのであれば、その日の朝、これ言ってい

いかどうかわかりませんが、4区の老夫婦がいたようでございます。また、23区の女性もおったようでございます。当然その方は、自分だけで知っていて、私のところにこれを持ってきて、何かあったらいけないだろうということで、携帯電話で今写真撮れますね。写真も撮ってあるようでございます。「もし必要ならば持ってきます」というようなことを言っておりました。

住民の声を大事にしていきたい、そんなふうに思って、今あえて申し上げたわけでございませぬけれども、要は3月定例会から今日にかけてずっとこの方、なぜ今日こういう状況になっているか、あえて申し上げませぬけれども、その辺の事情は重々わかっていることと思います。したがって、経済情勢の厳しい中、年々明るい見通しがあるのであればいいけれども、新聞やテレビ等を見ておりますと、各自治体のお話などがわかりますし、決して満足されて行政運営されているような自治体は、そう多くはございません。中でも邑楽町にとっては、いろんなことがあって今日を迎えておるわけでございます。小さなことで申し上げるならば、家庭を振り返って、自分の家庭がどういうふうに経営していけば人並みな生活ができるのか、それが積み重なったのが町でございます。町の健全財政、財政面からもそうです。まず財源の確保ができて、こういった一般会計当初予算等があったわけでございますけれども、私も今日まで議員としての生活の中で、余りこういった体験はございません。非常に残念でございます。これからは、当たり前なことですが、入ってくるお金、歳入に対して支出等も十分考え、検討されて実施されることがよろしいのではないかな、そんなふうに思っております。

ちょっと話がそれで申しわけございませんけれども、要は、今庁舎に対して町民は非常に高い関心を持っております。ですから、無駄のないように、だれしも無駄にしようなんていう考えを持っていないと思います。間違いかもしれません。でも、それはこの庁舎内にいる私たち初めそうですけれども、町側の職員さんたちも、十分この庁舎の管理運営については気をつけられていかないと、それこそ本当に無駄な諸経費を出費することになります。お金を大事に使う意味においても、そういうことのないように、課長会等もございましょうから、るる説明をされまして、二度とこういった住民からの、よい話を聞くなら結構なのですけれども、申し上げたくないような話を耳にするのは非常に私自身も心もとないことです。どうかこういうことのないように、再発防止、気をつけていただくことを望みます。

以上です。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 ご指摘の電灯の消し忘れと申しましうか、朝こうこうと電気がついてたという、2階に特についてたというのが、5月に1回、6月に1回ございます。そのほか電気を消し忘れではないのでしょうか、部屋によってはついてたというのが一、二度あります。そういうことで、節電あるいは見回り等については、日直、宿直がおりますので徹底を図っているところでございますけれども、電気等のふぐあい等で生じているのかどうかということも含めまし

て、調査をしているところでございます。

なお、職員につきましては、昼休み、あるいは朝来たときの電灯の節減をお願いしているところでございます。なお一層、今後課長会等を通じまして徹底を図っていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

立沢議員。

〔10番 立沢稔夫議員登壇〕

○10番 立沢稔夫議員 10番、立沢稔夫。議案第59号 平成20年度一般会計予算に賛成討論を行います。

町との激論を重ねてきた20年度予算、当初総額は71億7,000万円、内容は財政調整基金の多額な取り崩し、また総額等に解決策が見えず、3カ月の暫定予算でのスタートとなった。今回特に町の厳しい財政状況があり、議会としても再三の修正すべき審議を重ねたが、互いに調整に至らず、その後は繰越金の前倒し等の予算修正案も重ねた。そのため、議会は予算特別委員会設置しての予算協議となり、最終段階に入り、委員長提案により3つの案に絞られたわけでございます。1つは財政調整基金、そして繰越金、また予算総額の3点に絞り協議を重ねてきた。そして、互いの歩み寄りの中、町より修正された予算総額は69億6,400万円である。これから新庁舎での初の予算の年度である。そして、庁舎のランニングコストを含め、すべての経費を検討、見直す時期かもしれない。

また、現在町に入る税収等を考えたときに、未収金が相当額に上っている。そして、下水道工事も、その1つの中でそこそこ普及はされておるけれども、当初から比べると非常に普及率も下がってきていると聞いている。現在、邑楽町の借金は100億近いと言われている。庁舎は20億円以内で建設された。しかし、それでも非常に苦しい町の台所。予算審議での町との激しい議論、町の将来を考えての議会としてのチェック機能と、今回は私は受けとめる。

先日のテレビ報道で、ある町で、なぜ町はこれほどまでに財政が悪化するまで町民に何も知らさなかったのかと訴えた町民がおりました。邑楽町も、今が一番大事な時期と私は思う。そのため、町も議会も、町民の皆様にも現実を報告する必要もあると考える。備えあれば憂いなし。これからも重要議題がたくさん出されると思う。そのため、今回の予算審議の重さを町長は十分認識をされて、また反省することも視野に入れてほしいと私は思う。しかし、すべてが解決されたわけではありません。今回の初めての繰越金の多額の予算、そういった面を考えると、非常に前途は多難であるが、

すべての責任は私がとると、町長みずからの大きな気持ちが私は欲しいと思います。

最後になりますが、町民、議会との信頼回復をお願いしながら、今回の20年度一般会計予算に賛成討論といたします。

○横山英雄議長 小島議員。

〔9番 小島幸典議員登壇〕

○9番 小島幸典議員 9番の小島幸典です。20年度本予算に賛成討論をいたします。

平成20年6月定例会における一般会計予算の賛成討論をするに当たりまして、本予算での私の感想を賛成討論として述べさせていただきますけれども、本予算書で見ますと、議会の修正意見を随所に反映させていただき、3月当初予算額の71億7,100万円を、本予算、今回の予算の提出案は69億6,400万円とし、約2億700万円の削減努力をしました。その中身にあっても、中学生までの医療の無料化を議会修正案で町長の公約を推進し、予算の増額がありましたが、町民子育て家族には朗報であると思います。

教育関係では、中学生の海外研修を海外国際交流委員会決議で中止になりましたけれども、本当に残念に思います。それにかわる経費、予算、教育の機会均等、平等性を考えると、群馬県豊かな体験活動推進事業にモデル校として選ばれ、1学年全生徒が1人1日約2,000円程度で、2泊3日から4泊5日までの体験を選べると。活動体験は、書物で読むよりも、また人に聞くことよりも、とにかく体験して、自分の体で環境等いろいろ学ぶことがすばらしいのではないのかなと、そういう教育の方針を町長初め教育長、関係課長の努力に感謝する次第であります。

また、中学校耐震補強工事、見積もりも3月の予算時は県補助金が約2,000万円でしたが、ここに来て5,200万円と大幅な補助をもらえると。

また、起債についても、当初は1億2,000万円の借入予定でありました。しかし、今回約8,000万円というかなりの減額に抑えられたことは、非常に執行部の毎日の努力のたまものと思っています。

これからも、福祉政策と教育、環境改善を期待して、本予算に賛成するものであります。

以上です。

○横山英雄議長 ほかにありませんか。

13番、本間議員。

〔13番 本間恵治議員登壇〕

○13番 本間恵治議員 13番、本間です。議案第59号 平成20年度邑楽町一般会計予算についての賛成討論を行います。

歳入歳出総額69億6,400万円の本年度予算につきまして、当初3月の定例議会より現在に至るまで、いろんなことがございました。町長は、子育て予算、そして福祉、教育に重点を置いたと言いましたけれども、3月の定例議会において、議会の提案によって町長の給料をカットするという前代未聞の事態が起きたと私は思っております。立候補の公約には、退職金をもらわないと自負して、

町民の皆さんに投票していただいて当選いたしました。それを踏まえて、議会ではそれが本当にできるかどうか、真剣に考え、その経過も私はただしてまいりましたけれども、議会提案で給料をカットされ、そしてその予算で小学校1年生が中学校3年生までの医療費を無料化するという形で決着がついたのです。それは、決して町長が行ったのではございません。町長が後から追認した結果でございます。ですが、子供たちのことを考えれば、私は本当にやってよかったと、そういうふうにも思っております。

当初6億6,200万の基金の取り崩しということで、私は条例に抵触するのではないかとということで、基金を取り崩してはならないという提案をさせていただきました。そして、今回を迎えるわけでございますけれども、その今回の予算につきましては、何とか基金を取り崩さないで対応ができるような予算となりましたけれども、決して今の金子町長が行ったものではありません。前の町長、久保田町長が繰り越しをたくさん残した結果、基金の取り崩しがなくなったというのが実態でございます。

私は、そういうことを踏まえ、今日本の中では職員の給料をカットするというふうな事態まで起きているのです。そういう現状を踏まえた中で、邑楽町としてもそういう事態が起こらないように、基金を取り崩さないで何とか町政運営をやっていただくために、私は発案したつもりでございます。これからも、小さな経費で最大の効果を、常に話される言葉でございますけれども、本当にその気持ちを胸に、これからの町政運営を頑張っていただくことを要望いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

終わります。

○横山英雄議長 ほかに。

小倉議員。

〔11番 小倉 修議員登壇〕

○11番 小倉 修議員 議案第59号 平成20年度邑楽町一般会計予算につきまして、賛成の討論をいたします。

過日の議会では、審議未了、否決、きょうに至るまで町民の方々、町事業等に支障があったことは言うまでもありませんが、今回は財政調整基金、繰越金、歳出等見直しをした努力が見られました。将来の町を考え、自立の方向で国や県に頼らず、頼れず、自立の方向で町として生きていくための財政の健全化に向けた一歩が踏み出されたと私は思っております。最少の予算で最大の効果をと、言葉だけで言う方もおられますが、年度末には一円でも多く繰越金が出るよう努力を願います。

また、予算が通ったから、全部余すことなく予算を消化することではなくて、皆さん考えて事業執行を願い、予算特別委員会の委員長として賛成の討論をいたします。

終わります。

○横山英雄議長 大野議員。

〔17番 大野 栄議員登壇〕

○17番 大野 栄議員 議案第59号 平成20年度邑楽町一般会計予算の賛成討論をいたします。

この一般財源の中には、後期高齢者の医療費の持ち出し等いろいろ問題があります。この制度は、一日も早く廃止する必要があると私は思います。しかし、国政レベルでの決定でもあり、町としてできることは、低所得者の方々のさらなる軽減に努力をしていただきたいというふうに要望したいと思います。

また、3月より予算審議をしてきたわけですが、当初は議会と町のほうでいろいろ平行線があったわけですが、何人かの方々が討論しましたので、私は省略させていただきますけれども、お金を大事に、北海道の夕張だとか、あるいは大阪府のような事態が起きないように、町の貯金は大事に使っていきたい、私はそのように思います。

9月の決算前に繰越金を前倒して使うと、いろいろ問題もありますけれども、私は予算執行を一日も早くしなくてはならないという立場に立って討論といたします。

○横山英雄議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第59号 平成20年度邑楽町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第60号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計予算

○横山英雄議長 日程第4、議案第60号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第60号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度の国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億6,831万円で、前年度に比べ5.9%増といたしました。

なお、詳細につきましては、保険年金課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、

ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 岡村保険年金課長。

〔岡村静代保険年金課長登壇〕

○岡村静代保険年金課長 国民健康保険特別会計についてご説明させていただきます。

予算書では一般会計255ページが最後のページでございますけれども、その次に平成20年度国民健康保険特別会計の予算書がございます。

本年度は、歳入歳出それぞれ27億6,831万円を計上させていただきました。

特別会計予算の2ページをお願いいたします。第1表によりまして、簡単ではございますが、説明させていただきます。

歳入の主なものにつきましては、1款が保険料、そして3款が国庫支出金でございます。4款、5款につきましては、いわゆる現役世代からの支援金となっております。そして、9款につきましては、町からの繰入金でございます。

4ページをお願いいたします。歳出につきましては、4ページの表でもって説明させていただきます。歳出の主なものにつきましては、2款が保険料の給付費でございます。3款から5款までは高齢者の医療費に対する納付金でございます。6款が介護納付金等でございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第60号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

〔午前11時53分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午後 1時01分 再開]

◎日程第5 議案第61号 平成20年度邑楽町老人保健特別会計予算

○横山英雄議長 日程第5、議案第61号 平成20年度邑楽町老人保健特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議案第61号 平成20年度邑楽町老人保健特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度の老人保健特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,707万1,000円で、前年度に比べ85.7%減といたしました。

なお、詳細につきましては、保険年金課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 岡村保険年金課長。

[岡村静代保険年金課長登壇]

○岡村静代保険年金課長 老人保健特別会計予算のご説明をさせていただきます。

国保会計の次にとじてありますが、老人保健特別会計につきましては、75歳以上の方の高齢者全員が、この老人保健法のもとで、この保健特別会計から医療費の支払いが行われてきたところです。ただ、20年の4月からは、この制度がそっくりと後期高齢者医療制度に切り替わったわけでございます。今年度の老人保健特別会計の予算は、2億4,707万1,000円とさせていただきました。20年3月までの医療費の未請求分に対するの予算でございます。

2ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、1款が支払基金の交付金でございます。2款が国庫支出金、3款が県の支出金、そして4款が町からの繰入金ということになっております。それぞれの負担割合でございます。

3ページをお願いいたします。歳出につきまして、3ページでご説明させていただきます。3ページの歳出については、2款の医療諸費において、医療費の支払いがほとんどすべてのものでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第61号 平成20年度邑楽町老人保健特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第62号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算

○横山英雄議長 日程第6、議案第62号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第62号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度の後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,684万8,000円で、前年度に比べ皆増であります。

なお、詳細につきましては、保険年金課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 岡村保険年金課長。

〔岡村静代保険年金課長登壇〕

○岡村静代保険年金課長 後期高齢者医療特別会計予算についてご説明させていただきます。

老人保健特別会計の次に予算書がつづつてあります。平成20年度の後期高齢者医療特別会計の予算を、歳入歳出それぞれ1億9,684万8,000円とさせていただきます。

2ページをお願いいたします。2ページの第1表でご説明させていただきます。歳入の主なものでございますけれども、1款後期高齢者医療の保険料でございます。そして、3款が町からの繰入金でございます。この特別会計につきましては、保険料徴収や資格関係の事務処理に対する予算でありまして、高齢者の医療費の支払いについては広域連合において行われることとなっております。

3ページをお願いいたします。3ページにつきましては、歳出でございますが、広域連合に納付する保険料が、その大半を占めるものでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

石井議員。

○16番 石井悦雄議員 初めての事業ということもありますし、老人保健のほうから移行してということもわかります。ただ、最近の新聞、テレビ等でも、国のほうでやっていることについて、国民がわかりにくい、理解しにくい、そんなお話をよく耳にいたしますけれども、実はこれ数字でなく内容についてお聞きしたいのですけれども、6月5日の日に邑楽館林の医療事務組合で、厚生病院においていろいろお話し合いをする機会がございました。その席で、後期高齢者に対して十分にまだ理解されていない部分があるということで、医療事務組合においては説明会場を厚生病院において、説明会場を厚生病院でもってやりたいと。しかも、やる内容については、待ち時間などを利用してやっていきたいのだと。そういう考えのもとに話し合いがあったのですけれども、邑楽町のこの予算とは全く違うかもしれませんけれども、後期高齢については内容的には聞いていただければありがたいと思うのですけれども、今邑楽町において後期高齢、いわゆる該当者、どのくらいおられるのか。

それと、きょうが第2回目の年金からの天引きの日だそうです。第1回目に天引きされたということで、いろんな国においては問題があったようでございますけれども、当町においてはそういうことはなかったのかどうか。

そして、もう一点は、先ほども申し上げた厚生病院において待ち時間を利用して説明会をするという、そこまで事が運んだのですけれども、邑楽町において該当者から何らかの苦情という言葉はよくないかもしれませんけれども、問い合わせがどのくらいあったのか。もしあったとするならば、その辺の内容についてお聞かせしていただければありがたいと思います。

○横山英雄議長 岡村保険年金課長。

○岡村静代保険年金課長 お答えいたします。

邑楽町の後期高齢者の人数でございますが、75歳以上、4月当初で2,700人余りだったと思います。この人数は、老人医療の該当者と同じということでございます。この老人医療の約2,700余りいた中で、75%が国保の加入者、残りの方がそのほかの医療制度に加入していたという方でございます。

それと、年金の天引きの件でございますが、後期高齢者医療につきましては、今まで老人保健法のもとで、老人の医療費については5割が公費、そして5割が若い方というか、現役世代の支援金ということで高齢者の医療費を支えてまいりました。それが、その現役世代が支え切れなくなったということで、この制度が始まったと思います。現役世代で支えていた医療費の5割分を、後期高齢者になってからは4割を現役世代、そして1割を高齢者自身ということで、その仕組みがなっております。ですから、当然高齢者の1割分ということで負担がふえたということについては、全体で見れば間違いなことだと思います。

天引きの問題ですけれども、天引きにつきまして不平不満といった内容が寄せられたというのは、役場のほうではありません。そして、この問題につきましては、まだ高齢者自身が内容がよくわからないので、不平不満の言いようがないというふうにこちらのほうではとらえておりますので、今後も説明を十分していきたいと思っております。

そしてまた、こちらでは地域ということで、区長さん方に出前講座を進めております。そして、4回ほどもう地域に出かけて、説明はやっているところでございます。

それから、先に苦情があったかどうかということにつきましては触れてしまいましたけれども、ただ当初保険証の未着という問題が新聞等でも騒がれましたけれども、邑楽町でも70件余り、もっとあったか、ふえたかかもしれませんが、ありました。それは、高齢者が気づかないで捨ててしまったとか、そういうことで、いまだに再交付については、いざ医療機関に行ったら今までのでは使えなかったということで再交付に来ておりますので、あるいはもうちょっと人数が今後ふえていく可能性もあります。

以上です。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 説明は、少しはわかったような気がしますけれども、正直言ってこれらに該当する多くの方は、今も申されたように、なかなか理解されていないのが本当の話かな。むしろ、聞きたいのだけれども、聞き方がわからないと言ったほうがいいですか、そういう方が多いのではないかなと思います。そういうことがあってはいけないということで、実は先日5日の日に医療事務組合の関係でこういうお話があったのです。そのときに、これは邑楽町と直接関係はないけれども、後期高齢についてはあるというふうに認識して聞いてほしいと思いますけれども、たまたま説明する方がいないと困るということで、館林の市役所の職員が見えて説明をしてくれました。でも、説明をする方も、正直言って、苦情はいろいろありますけれども、だからといってこういうことについてこういうのだという、担当でなかった、直接受けた方ではないらしいですけれども、難しさを話しておりました。次にこのような会合を持つときには、各町から説明のできる職員さん一人一人、今の1市5町ですか、来ていただいて、その辺の相談もして行って、厚生病院で待ち時間を利用しての説明をしていただければよろしいというところまで話は進んだのですけれども、もしそんなような、依頼されるような機会がございましたら、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○横山英雄議長 答えはいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑ほかにないので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 議長、この席でいいですか。

○横山英雄議長 はい、許可します。

○17番 大野 栄議員 議案第62号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論をいたします。

この制度は、今課長からの答弁にありましたように、75歳のお年寄りの方を国保から別枠に追い出して、保険料は、石井議員からも言われましたけれども、きょう第2回の保険料の天引きです。収入のない方からも保険料を徴収して、払えなければ保険証を取り上げてしまう。さらに年齢を区切って、医療内容まで差別をしようとしている、世界に全く例のない制度だと思えます。命の平等を奪う非情な制度だと。要するに、やがて死ぬのだから、お金をかけるのはもったいないという立場の制度であると思えます。こういった制度は即廃止にして、国に対して要請していかなければならないと思えます。

以上です。

○横山英雄議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第62号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第63号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計予算

○横山英雄議長 日程第7、議案第63号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第63号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度の介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億4,172万6,000円で、前年度に比べ1.8%増といたしました。

なお、詳細につきましては、保険年金課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 岡村保険年金課長。

〔岡村静代保険年金課長登壇〕

○岡村静代保険年金課長 介護保険特別会計予算についてご説明させていただきます。

20年度の予算は、歳入歳出それぞれ12億4,172万6,000円とさせていただきました。

2ページをよろしくお願いたします。2ページの第1表によりまして、歳入をご説明させていただきます。主なものは、1号の保険料、そして3款が支払基金交付金とありますのは、2号保険料になっております。そして、そのほか国、県、町のそれぞれの負担割合を予算化いたしました。

4ページをお願いいたします。4ページは歳出ですけれども、主なものにつきましては2款の保険給付費、そして5款地域支援事業費となっておりますが、介護保険の中にも介護予防という大切な事業が含まれております。その地域支援事業費が大半を占めているものでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 介護保険につきましては、等しく町民それぞれが負担をして運営されているわけなのですが、介護施設に平等に入る権利を持っているはずなのですが、実際にはかなりの人数の人が待っていると、そういうふうな現状もあると思います。当町においても、身近な人が地元に入れなくて、遠くの施設に預かってもらっているとか、順番を待っていて、入る前に亡くなってしまうのではないかというふうな、そういう懸念を持っている方々もたくさんおります。順番待ちの人がたくさんあるわけですね。そういう中で介護保険を運営しているわけなのですが、等しく平等な立場で皆さんが利用できるような、やはりそういう施策をとっていかなければ、町自体も大変な部分がかつとも起こるのではないかというふうに思っております。そういう部分で、町のあり方として、町長は今後どのような考えをお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 ご質問の内容については、そのような状況がありまして、施設等のほうへ入所できない、いわゆる待機待ちの方が多くおるということは承知をいたしております。そこで、それらの方々が入所できるような環境をつくるべきではないかということでございますが、町のほうでも新たに地域密着型の施設等も近日中に竣工の運びにもなるようでございますし、また高齢者の方へのそういった施設の整備ということも必要かと思っておりますので、今後十分ただいまのご質問等の意を含めた中で検討していきたいと、このように思っておりますので、お願いたします。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 私が言うまでもなく、執行側の皆さんはそういう現状をきちんと理解してい

と思っています。ですから、そういう点では、やはり等しく平等に、そういう施設に入るとい
うのは大変かもしれませんが、私の身近なところにも、1人は施設に、1人は自宅で介護し
ているというふうな現況もあります。そして、夜の仕事をやりながら、1人自宅に閉じ込めて来る
わけですね。心配になって、また夜の9時、10時になって自宅へ行って見てきて、それで休みの日
には介護施設に洗濯物を取りに行ったりと、いろんな現況を切実に味わっている人がたくさんいる
のです。でも、そういう人たちのことを本当に考えたときに、やはり行政としてもそういう人た
ちに少しでも楽ができるような対応というのを手を差し伸べていただいて、やはりそういう人た
ちのことを本当に真剣に考えた中で、デイサービス等いろいろありますけれども、行政としてもそう
いう対応を、本当に事細かにしていただければと思いますので、要望して質疑とさせていただきます
ので、よろしくお願いいたします。

○横山英雄議長 ほかにありませんか。

小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 これから高齢社会を迎えているわけですが、その中であって、やはり
少人数で多くの方を支えるということは非常に大変なものですから、介護の予防サービス事業とい
うか、地域においても、あるいは町本体においても相当力を入れなければならないと思うのです。
実際になってからでは、お金は、それこそ私たちが対象年齢になったときは幾らあっても足りない
というような時代が来ると思うので、その辺について、現在の介護のお世話になっている方の邑楽
町における総人数ですか、それわかりましたらお聞きしたいのですが、お願いします。

○横山英雄議長 岡村保険年金課長。

○岡村静代保険年金課長 介護保険は、サービスを受ける場合に認定を受けなければなりませんけ
れども、認定者は約800人です。そして、介護サービスを、正式な人数が、数字がなくて概略で申し
わけありません。800人のうちに、在宅でサービスを受けていらっしゃる方が400人ぐらいだと思
います。そして、施設に入っている方が200人ぐらいだと思えます。あとの方は、サービスを受け
ないという方もたくさんいらっしゃいます。サービスを受けない方の中には、住宅改修だけを
希望するとか、そういう方もいらっしゃいますので、そのための認定という方も中にはい
らっしゃいます。人数だけでよろしかったでしょうか。

〔「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第63号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第64号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計予算

○横山英雄議長 日程第8、議案第64号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第64号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度の下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億91万1,000円で、前年度に比べ4.5%減といたしました。

なお、詳細につきましては、水道課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 沼田水道課長。

〔沼田正美水道課長登壇〕

○沼田正美水道課長 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計予算の補足説明を申し上げます。

下水道予算書の9ページをごらんいただきたいと思います。歳入の主なものについてご説明申し上げます。4款繰入金1億7,818万5,000円につきましては、一般会計からの繰入金でございます。前年比2,781万5,000円の減額でございます。繰入金の主な充当先といたしましては、公債費、職員人件費、工事請負費等でございます。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思います。7款町債につきましては、前年比3,530万円の増額、1億3,360万円を予定させていただきました。増額となりましたのは、経営健全化借換債等によるものでございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。歳出の主なものについてご説明いたします。1目下水道総務費、15節工事請負費1億5,650万円につきましては、光善寺地区及び前谷地区の開削工事と、前瀬戸宿地区の推進工事の費用でございます。

続きまして、15ページをごらんいただきたいと思います。2款公債費1億4,132万8,000円につきましては、下水道整備事業債の償還元金及び利子でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 下水道事業につきましては、大変お金がかかる。そしてまた、過去に市街化区域を下水道を引いて補うということで、鶉の現在区画整理やっているところも、その流域に入っているわけですが、こちらの市街化区域から鶉までの間、実際には人家もなく、ただそこまで引いて、わざわざ利根川までその下水を持っていくと、汚水を持っていくと、そういうふうな対応を、今までその方向性に向けてやってきたわけですが、私はそれを必ずしも貫いてやる必要はないと、そういうふうに思っております。なぜかといいますと、当初約束した面積があると思えますけれども、それであるなら、面積が変えられないのであれば、やはり中野地区の市街化区域の流域の周りを抱き込んだ中で、面積を拡大して有効利用したほうがコストも安くなるし、そしてまた人家の多いところに下水道が引けると、そういうふうな形も私はあると思うのです。

ですから、そういう部分で、やはり少ない予算で最大の効果を上げるための施策として、そういうことが私はできるのではないかなというふうに思いますけれども、やはり方向性をここで見直して、有効に予算を執行できますようお願いしたいと思っておりますけれども、それについて町長のお考えがあったら聞きたいと思っております。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

この下水道事業につきましては、当初の計画では、今ご質問があったような計画で進んでいるという状況はあるわけでありまして、しかしながら当時の状況と昨今の財政事情等を考えてみた場合に、果たしてご指摘がありましたように、その延長を図っていくのがよいのかどうかということも検討する必要は大きくあると思っております。

加えまして、下水道を管轄する国の国交省、あるいは最近では特に浄化槽等で合併浄化槽等の普及も多くなりまして、またその合併浄化槽の処理能力も高まっておりますので、それらの厚生労働省のほうの所管の事業を取り組むということも1つの考えであると思っております。また、農水省のほうでは集落排水等の事業等もあるわけですが、いずれにいたしましても今言われました、ご質問のありましたように、やはり町の財政状況も十分考えていかななくてはなりません。

先ほど課長の答弁にもありましたけれども、1億7,000万ほどの一般会計からの繰り入れの内訳が、実は公債費、いわゆる借入金を返済をするということが大きな金額を占めておりまして、そういうことから考えても、十分将来に向かっては、この事業については議員の皆さんともいろいろご協議していく上で検討していく必要はあるだろうと、こんなふうに思っておりますので、今後担当と、それからいろいろご協議いただく部分もあろうかと思っておりますが、そのときはよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 鶉地区におきましては、区画整理がどんどん進んでおります。新しい家につきましては、皆合併浄化槽を入れて処理をしているわけです。そこへわざわざすぐに引いて通すというのも、私は不合理な部分があるのではないかなというふうに思っております。ですから、それだったら管がすぐそばにあって、人家がそこにある人が、なぜそれに入れられないのだろうかということのほうが、私は不合理ではないかなというふうにも思っております。ですから、有効活用できるような、少しの予算で最大の効果が発揮できるように、やはり見直すことは見直して、町民のために平等性を図っていくほうが、私はいいのではないかなというふうに思っておりますので、検討して寛大な措置をできたらお願いしたいと思います。

要望して終わります。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありませんか。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 町長にお尋ねします。

今、本間議員からいろいろな意見、質問等が出ましたけれども、私もそのとおりだと思います。今集落排水だとか、いわゆるコミプラ、これが所管が水道部、下水道課ではないのですよね。生活環境課でやっている。下水道は水道課でやっている。これらの機構も見直しをしながら、一体としたそういう下水道、コミプラ、集落排水もできるような機構組織を、県なんかはもう既にそういう機構で動いていると思いますけれども、それらをやっぱり見直しする必要があると思います。

それから、あと予算の6ページのこの予算書には4億の事業で、今町長が言ったように1億7,000万の借り入れだとか、町債の1億3,000万等々ありますけれども、使用料が3,800万。この事業が、このままずっと続くと思いますか。今財政が非常に厳しい中で、この予算書は大体今までも、こういう事業をずっと続けてきたのですけれども、今後こういうのができるのかどうか。お金がなくてはできないわけだし、町長はこの予算の歳入のこれを見て、自分なりにどのように感じているのかお尋ねします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

大野議員のご質問のように、今後同じような事業の推進をしていくということになりますと、起債を大きな借り入れを起こしたり、あるいは一般会計からの繰り入れということが多くなってくるだろうと思っています。したがって、先ほどもこの内訳を申し上げたわけでありまして、事業を同じような形で進めていくと、大変厳しい、苦しい事業運営、財政運営になってくると思いますので、先ほど議員のほうからもありましたが、十分その内容を精査した中で、やはり効率的な事業を進めていかなければならない、こんなふうに思っておりますので、本予算の中では、既に今

までの事業について起債等の償還が発生しているわけでありますので、そういった負担が多くなならないような事業に取り組むべきだと、こんなふうに思っています。

〔「機構について」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 最初の一体的な、その事業に対しての機構の見直しということですが、この部分については、十分その事業の内容等を検討した中で、果たして農水省所管の集落排水がこの邑楽町に適応しているのか、あるいはこれは下水道の問題がいろいろどうなのかということもありますので、これからこの組織についてはそれらを十分研究した中で、必要性があれば、その言った考え方で進んでいきたいと、こんなふうに思っています。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありませんか。

小倉議員。

○11番 小倉 修議員 ただいまの下水道関係の質問の中で、事業費だけの問題ではなくなるのかなというふうに私は思っているのですが、鶉の先ほど本間議員の質問の中で、下から上へと千代田まで汚水を運ぶわけでございます。その間の住宅も少のうございます。しかしながら、鶉地区は、多々良地区が区画整理をまだやっていないのにもかかわらず、鶉地区は区画整理を始めておるのです。やはり区画を整備し、街路をつくって、そして農地に今度は下水管という形になって同一施工しているわけですが、本中野近辺、館林都市計画区域ですが、邑楽町は市街化区域の中では本中野近辺が一番まとまってある場所でございます。そういった場所を考えますと、町長がおっしゃるように事業費のほうも大変かなと思いますが、町の形成、これから町をどういうふうにつくるのだということが、私は一番問題かなと思うのです。

まずもって下水を伏せて、それで後から区画整理をして街路をつくと。ちょっと逆ではないかと。昔私も質問したのですが、梅が咲いて桜が咲いて桃が咲くのだと。邑楽町は、桃が咲いて梅が咲いて桜が咲くのだと。家をつくるのに、屋根をつくって柱を建てて、最後に持ち上げて土台をつくるのだと。そんなことを言ったことがございましたけれども、事業費だけが問題ではなくて、将来の子供たちや、これからの町の土地利用を考えれば、下水が先に埋まっているそばへ区画整理したってしようがないと。しかしながら、都市計画税は取っておると。税務課長、取っているでしょう、市街化区域は、目的税。それで、最後街路つくるのに、都市街路をつくるのにも全くできないと。下水だけ、ウンコだけが進んだって、ほかの整備が全くできないと。やはり文化的な生活、いろんな面で考えるならば、やはり面的な面を整備して、それから今度は流通面、街路面、そういうのを整備して、それで同時に下水道も、下へ埋めるものもやらなくてはならないと。先に埋めてしまえば、人の家の土地に入るわけにいかないのだから、なかなか土地利用、整備が進まなくなると。ですから、邑楽町は中心たる中野近辺、市街化区域で目的税を取っておるところが、全く整備が進んでいないと、進めないという状況になってくると思うのです。

ですから、検討するには下水道を含めた中で、やはり土地利用と将来の町づくりというものを考

えた中で、いろいろ一体的な進め方をしなければならないのではないかなと私は思うのですけれども、町長どう思いますか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 小倉議員が言われるとおりにかと思っています。町のほうも、都市計画のマスタープラン等も作成をされておりまして、その土地の利用についてもそれぞれ整備が、計画はあるわけでございますので、そういったことを指針といたしまして進めていくということになろうかと思っています。具体的に今言われましたように、面的な面を十分整備した上で下水道等が整備されればよろしかったかと思いますが、現時点ではその計画に基づいて進めているわけでありましてけれども、今後はその都市計画のマスタープラン、あるいはそれぞれの事業に適合するように、余り無駄がないような形での事業は必要かなというふうに思っていますので、小倉議員がご指摘をされた、そのとおりだと私も思っていますので、今後十分その辺については注意を払いながら進めていきたいと、こんなふうに思っています。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 いろんな面で無駄のないようにと、大切なことだと思います。無駄があると気づいたときに、無駄がないようにするのが一番よろしいかと思っています。

私、先ほどから下水の関係出ておりますけれども、沼田課長、出ておりますが、鶉へ下水管をずっと借金をして持っていくのだと。鶉も区画整理はしたものの、明野とか新中野とはまた、区画は全く違います。それで、鶉もその中に学校だとか、そしてスーパーだとか病院だとか幼稚園だとか、そういったものが整備された中での区画整理ということであればよろしいですけども、たまたま今まで住んでいる方の屋敷が大きい人、小さい人、いっぱいいろんな面がありますよね。そうしたそばへ下水管を引いたときに、その下水管を何十億も出して、何億も出して借金して持っていくときに、鶉そのものが今度流すのに、区画整理なり何なりして投資した公共投資、あそこ公共施行ですね、町施行ですよ。そうしたときに、町が集落から今度税金をいただくわけですが、その税金の関係についても、税務課長、大変なものを投資しただけであって、戻ってくる税金というのは非常に少なくなると私は思うのです。

ですから、そういうことだけではないのですけれども、やはり違う角度でやらなければならないと感じたときは、もちろん流域下水道ということで、町長も知っておられますよね。流域下水道は、2町以上の自治体と一緒にやるから流域下水道。公共下水は、町単独でやるのが公共下水だと。一般家庭では合併浄化槽、個人個人で合併浄化槽でやるわけなのですけれども、流域下水の場合は終末処理場が千代田にあると。そこまで管を持ってポンプアップしていくのだと。これは銭がかかりますよ、これから。そうなったときには、もっといい方法なり、もっと考えなければならない方法というのは、終末処理場があるから流すなということではなくて、銭を使うなと、そうではなくて、こうしたほうがいいのかというような検討を、考え方をやや変えても、千代田と

邑楽と大泉と太田の一部でやっているわけですが、下水関係も、邑楽町だけだめだというわけにいかないでしょうから、若干の方向を変えた中で、町民に負担をかけないと。少しでも負担が和らぐような、そんなことを事業執行するには、考えるべきところは来ているのではないかなと。ただ決めたのだからやってしまうべえということではなくて、これはこれからいろいろ借金する場合にも、下水関係はできますけれども、必ずや将来にわたっては、子供さんだとかお孫さんには相当な負担がかかってくると思います。そうしたときは、例を言えば、矢場川に公共下水をつくるかとか、では合併浄化槽を鷲やってもらって、中野地区を流域下水道、人口密度の高いところへ流すかと、そういった形にしていけないと、これからは大変なことになると。だから、管を持っていてもいいですけども、そこ市街化区域を広げて、中野のにじみ出しをつくって、下中野を市街化区域へ入れて、下中野の次へ、向こうも住宅団地をつくりましょうとか、いろんな形の中で市街化をふやしていった中で、管を利用できればよろしいのですけれども、そうでないと、恐らく負担割合というか、町の持ち出しとか、そういった事業の持ち出しとか、借金とかがふえる一方になってくるのではないかなと私は思っているのです。

だから、水道課長も事業をやるということではなくて、きょう午前中も言いましたけれども、事業執行に対してはどれだけ町民の税金の負担が和らぐかと。投資効果ですね、ある程度投資効果出したら、今度は返ってくる、町へ。投資効果も考えながらやらなければならない時代が来ているのかと。それには勇気を持った中でそういったことを考えるべきものが、私は来ているかなと思うのですが、町長いかがですか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

議員がご指摘されますように、当初計画とそのときの状況と現在の状況というのは、いろんな面で経済的な面、あるいは変わってきているところです。基本とするところは、やはりその事業が効果的に、最少の経費で最大の効果が上げられるような効果のある、費用対効果のあるような事業でなければならないと思っています。町民の方への負担を少しでも少ないということは大切なことですし、そのような考え方でこれからはいかななくてはいけないのかなと思っています。

ただ、この計画は邑楽町だけでなく、太田、大泉等複数の市町にまたがるものですから、そちらの協議等も必要かと思しますので、それらを十分話し合いを進めた中で、今ご指摘がありましたような、そのときに合った、町の状況に合った計画が求められると思いますので、十分今のご意見を大事なものとして受けとめてまいりたいと、こんなふうに思っています。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これより議案第64号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第65号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計予算

○横山英雄議長 日程第9、議案第65号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第65号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度の学校給食事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,186万円で、前年度に比べ皆増であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

〔遠藤幸夫学校教育課長登壇〕

○遠藤幸夫学校教育課長 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4,186万円を計上させていただきました。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。7、8ページをお開き願いたいと思います。歳入につきましてご説明させていただきます。1款学校給食事業収入、1項事業収入につきましては、小中学校給食費、幼稚園給食費及びその他給食費収入といたしまして、1億3,909万4,000円を予定させていただきました。

次に、2款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金1億275万6,000円を予定させていただきました。

次に、3款諸収入につきましては、食用廃油処分収入を1万円予定させていただきました。

続きまして、9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。歳入につきまして、1款学校給

食センター費、1項学校給食センター費、1目の一般管理費につきましては、5,183万1,000円を計上させていただきました。内訳としましては、職員人件費4,896万8,000円、給食センター管理運営事業としまして273万6,000円、さらに学校給食センター建設調査事業といたしまして12万7,000円を計上させていただきました。

1枚めくって11ページをお開き願いたいと思います。2目学校給食費につきましては、1億9,002万9,000円を計上させていただきました。昨年度の学校給食会計との比較でございますけれども、賄材料費につきましては、給食費の値上げに伴いまして、927万5,000円の増額であります1億3,910万4,000円を計上させていただきました。

以上で補足説明を終わります。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小倉議員。

○11番 小倉 修議員 給食センターにつきまして、関連でお尋ねを町長に申し上げたいと思います。

ごく最近呂楽町で、給食の関係から食中毒が出たのは、新聞等でもいろいろ細かい点までわかったわけですが、私が以前総務委員長をやっておったときに、現場、給食センターを拝見し、そして食べ物を、給食をいただいたわけですが、その中で栄養士だとか、いろんな方々と話した中で、給食センターから食中毒が今出ても、すぐ出ても不思議ではないと館林の保健所から言われておるのだと。私は前町長にも、これからの町を担う子供さんの食べ物でございます。しっかりとすぐ、自校式でもセンター方式でも結構ですと。どんな事業を置いても、これから町を担う子供の飯だから、勉強だけではないと、食べ物も大事なのだと、ぜひとも至急やってくださいと。そしてまた総務委員長をかわるときも、今の現在の総務委員長にも、給食センターをひとつよろしく願いますと、力をもって私はお願いしたのですが、なかなか一向に進まない。そうしたら、今度食中毒が出た。あのときの栄養士さんいるかなとか、あのときの保健所の方いるかなとか、私は自分なりに反省をしながらも、もうちょっと強くお願いをしておけばよかったのかなと。

前町長は公約の中で、給食センターがうたわれておりました。町長は、給食センターにつきましてどのようにお考えなのか。私は、一日も早くお願いしたいと考えておるのですが、その点についてどのようにお考えですか、お答えください。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

学校給食での、いわゆる食中毒が6月の2日の日だったかと思っておりますけれども、発生をした。原因は、食材によるところのカジキマグロということのヒスタミンの化学反応によるものだということが断定をされたということがありました。大変そういう点では、町内の学校給食約3,000食の料理を行い、各幼稚園、小中学校へ配食をしているということの、このことを考えれば、全くあのような事態が起きてしまったということについては大変申しわけなく、町民の皆さんにおわびを申し

上げるところであります。

さて、そのような状況を受けて、これからそのセンターをどのように計画をするかということですが、先ほども担当課長のほうから給食センターの整備についての予算措置が説明をされました。したがって、これからの給食センターの配食をどのような形にしていくのかということ、やはり考えていかなければならないわけでありまして、そういう点ではただいま自校方式ということもありましたが、自校方式というのは、これはなかなか大変なことかなということを私自身考えておりますから、センター方式、現在のセンター方式直轄の、その方式、あるいは公設民営、施設等を町で整備して民間の方をお願いするのがいいのか、あるいは全部民間の方をお願いするのが、委託をするのがいいのかということは、これから調査研究をする中で考えていかなければならないことかなと思っています。

このような不幸な事件が起きてしまったからということではありませんが、翌3日の日に私も現場へ行きまして、いろいろ状況を見ますと、今小倉議員が指摘されますように、大変建物も古い施設でありまして、完全に荷受けをするところ、あるいはその食材を洗うところ、そしてそれを料理するところということで、本当に一体的な現場になっておりますので、本当に現場で働いている皆さん方は、衛生面に十分な細心の注意を払ってやっただいていただいているわけでありまして、施設そのものがそのような形ですから、いつ起きてともいう不安は払拭できません。したがって、翌日の教育長と協議した中で、先ほど申し上げたようなことが、どういった形でやるのが一番効率的であるのかということ、この調査の中で具体的に示して検討してほしいということをお願いしたことがありますので、起きてからでの対応ということでは大変遅いわけでありまして、そのようなことが起きてしまったことについては申しわけなく思っているところでありますので、その検討事項を早いうちに研究会といいますか、検討委員さんをお願いして方向性を示していきたい、施設等の整備等も含めて考えていきたいというふうに思っておりますので、教育長あるいは担当する学校教育課長のほうにも指示をいたしましたので、またいろいろご相談を申し上げることが議員の皆さん方にあるかと思っておりますので、そのときにはよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 私だったらと、父兄だったらと、すぐつくりたいと、すぐ行動に動きますと。のど元過ぎればということかなと思って今聞いていたのですが、何となくそんな感じがして仕方ないのですけれども、食べ物を食べ、その食べ物の給食費を払っておって、そして町から出た、給食センターから出たものを食べたら食中毒になったと。子供さんの傷ついた気持ちというか、食べ物を食ったら体が悪くなったという、その子供のケアというか、この前も話をしたのですが、子供さんの気持ちは相当なものがあると思うのですよ、私は。有権者ではないから、まあいいやというわけにはいかないでしょう。できるだけ早いうちで、こういったものをつくりたいと。これは、私は

総務委員長をやっているときから、一日も早く、私の言うのが足らなかったのかなと、そんなふうでうんと反省したのです。子供さんの、そのまずい、まずいというか、食べてはいけないものを食べて、体で発症したと。原因がわかったからいいやというわけに、私はいかないと思うのです。やはり一日も早くそういった心配を取り除くのが、あなたの仕事だと私は思うのです。

地産地消なんて、呂楽町の食べ物を呂楽町で消化しよう、消費しよう、大変結構ですよ、口から出るのは。なかなかそういった面からも、センター方式でも自校方式でも結構ですから、安心なものを、子供たちが食って食中毒にならないものを、呂楽町でできたものというのを利用してこそ、いろいろあなたがしゃべっているものが生きていくと思うのですよ。いろんな方と相談して、何年先になるかわからないけれども、まとめるのも結構ですよ。できるだけ早い、そうでなければ今の中学3年生は卒業してしまうのですよ、不安を持ったまま。しっかりしたきれいな施設で、こういったいいものができますよと、食べてもらってから卒業するように頑張ってくださいね。お願いしますよ、町長。

終わります。

○横山英雄議長 ほかに。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 全く小倉議員と考えが同じですが、町長は自校式ではなくセンター方式だとか、公設民営も考えの視野だということの答弁がありましたけれども、高崎市は何が一番の自慢だということで市長に尋ねると、「自校式の給食です」と言うのです。合併しました、各隣接の町村は、全部やっぱりセンター方式です。しかし、高崎と同じように自校式を年度別にやっていくというふうな形で、これはもう有名なお話です。先進的にいいところは学ばなくてはだめだと思うのです。

それで、効率ばかりではだめですよ。やっぱり自校式のメリット、デメリット、それぞれあると思うのです。センター方式についてのメリット、デメリット、運営管理、それらも網羅して、もう一辺倒の考えではなくて、やっぱり資料をどんどん提供して、群馬県の高崎でやっているのですから、やっぱり私は昔の給食の自校式がいいと思うのです。雇用拡大にもなるし、今空き教室があるわけですから、その空き教室をぶち抜いて、保育園方式みたいな調理場をつくって、地域の安心、安全な地場産をやっていれば、こんな食中毒は起きないのですよ。だから、そういった点ではそれらも含めて早急に検討して、新しい給食センターの建設に向けて、もう今からやるべきだと、慌ててやるべきだと私は思います。それらもきちんと資料を提供していただきたい。

それで、検討委員会というのは5人と書いてありますがけれども、学校給食センター建設検討委員報酬5人分と上がっていますけれども、5人で何か人数がどうなのでしょうかね。どういう方々になるのだから、よくわかりませんが、それらもやっぱり心配の部分はあるのですけれども、その辺をどういうふう考えているのか。

それから、教育長にお尋ねします。先週の金曜日に、この食中毒の問題の、町長からも原因はそれだという、固定しましたけれども、その原因だとか、そういうことはまだはつきりわからないという、全員協議会の中では答弁がありましたけれども、保健所の最終結果がどういうふうに出たのか。再発防止に教育長自身がどのように考えているのか。その結果を、原因がわかった場合には、その事後の業者に対する処遇、それからあと病気した、入院だとか、あるいは幸い軽く済んで、1日かそこらで退院されたように伺っていますけれども、病院に行った人の費用だとか、その辺をどのように考えて処理をなされたのかお尋ねします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 前段の部分については、これは多くの方の意見等を取り入れていかなければならないと思いますし、現にその現場で働いている方、あるいは利用されている方、保護者の方等と、やはり一番その内容等に熟知しているというか、そういう方の委員会ということになるかと思いますが、具体的には担当課のほうで進めていただきたいと思うわけですが、ぜひ多くの意見を取り入れた中で、せっかくつくるということでもあります。十分その辺のところクリアできるような内容の検討をいただいて、その暁にはぜひ議員の皆さんのご協力をいただいた中で進めていきたいと、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 川田教育長。

○川田定昭教育長 大野議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、食中毒の件で大変子供を初め町民の皆さん、それから議員さんにももちろんですけども、ご迷惑をおかけしたということで、申しわけないなというふうに思っております。

先ほどのご質問ですけども、原因につきましてはヒスタミンという菌による食中毒だというふうに特定したという話を聞いております。そのもとのカジキマグロであるということも確認をさせていただきました。

まず、子供への対応なのでですけども、子供たちが病院に通院したり、あるいは入院までしているわけですので、その費用等につきましては、教育委員会としての指導は、学校保健会の費用が使えますので、そちらをぜひ手続をとってくださいという指導は学校のほうを通してしてあります。それから、先生方についても同じように、特別な費用弁償というのはこちらでできませんけれども、お医者さんに保険によってかかってくださいというご指導はしてあります。

そのほか、子供たちが6日から給食を再開したわけですけども、私が心配しているのは、小倉議員さんからもありましたけれども、子供たちがこの給食を食べて大丈夫なのだろうかというような不安感を持ちながら給食を食べるのであれば、これは大変なことだなということで、学校の先生方に、ぜひ給食中に子供がどういう言動といますか、態度をとるかというのをしっかり把握してくださいということをお願いをしておいて、その報告を逐次いただいているのですけれども、この間校長会で聞きましたところ、特別に子供がこういう給食は不安だとか、そういうようなことを

表現しているようなことは聞かなかったという報告を受けておりますので、ただ子供によっては口には出しづらい子供もおりますので、その辺はしばらくの間注意深く見守ってほしいということをお願いしてあります。

それから、給食センターの職員に対する指導も、保健所のほうからこういうことでしっかり指導してくださいということで資料をいただいたりしながら、それらをもとにして私が職員全員にお話をしたり、あるいは課長もその後行っていただいてお話をしたりして、もう二度と起きないように万全の体制をするようにと。特に今回は荷受けのときに起きましたので、栄養士さん2人と所長と3人でやっていたようですけども、場合によっては、物によっては人数を、大野議員さん前にも指摘されたと思うのですけれども、栄養士の資格を持ったような方、そういう方も立ち会いに入れながら厳重な荷受けをするようにというようなことでお話をしておるところであります。

それから、あとは給食センターのことにつきましては町長のほうから先ほどお話がありましたとおりですので、私どもは早急にできればやっていただきたいという要望は、小倉議員が先ほど申しおりましたけれども、前町長の時代もそういうものは、私どもも要求はしていたわけですけども、なかなか財政事情の問題もありますし、とにかく現状は子供たちの安全、安心にかかわる事業が非常に多いものですから、それには大きな予算がかかるということで、教育委員会としても非常に苦慮している点もあるのですけれども、できるだけ整備していただくように、これからもお願いをしていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 まだ1点ちょっと答弁が漏れていると思うのですけれども、腐ったカジキマグロを納入した業者に対してはどのような処置をしたのか。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 各業者につきましては、県の食品衛生課のほうから、今回の原因についてはカジキマグロのヒスタミンの食中毒であるということにつきましてはありましたけれども、具体的に今回の食材を入れている会社そのものの原因が、そこで終わるのか、それ以上の、それよりも先、そのさらに前にさかのぼるかというようなこともありまして、現在それについては県の食品衛生課のほうで国のほうへ報告を上げてあるということですので、詳しくはまだ聞いておりません。ですので、こちらからは指導するというようなことが今のところできておりませんが、少なくとも学校給食センターと全く同じような状況が言えるかなと思います。学校給食センターでも、センターの例えば消毒不足だとか、そういったことでの、それが原因での今回は食中毒ではないということですが、その前の荷受けをした業者についても、それが必ずしもそこで発生したものかどうかの断定がまだとれていないというお話ですので、こちらについてもまだどんな指導をしていいかというところまでは至っておりません。

それと、もう一点ですが、検討委員会の5人という数字について、これはどういうことだというようにご質問もあったかと思うのですが、これにつきましては一応事務局のほうで考えておりますのは、多くの専門家の人も入ってもらう方がいいのではないかとということで、今の段階で5人というのは、5人の検討委員会をつくるという意味ではなくて、民間の方に特に日当等をお支払いして参加してもらうというようなことを想定しての5名であります。今考えておりますのは、議会の代表者、それから保健福祉事務所の職員、それから土木事務所、それから区長の代表者、それからPTAの代表者等を考えていますので、その公務員以外の方についてはそういった日当も必要になるかなということで5名ぐらいを、5名という数字で計上をさせていただいております。

以上です。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 結局その業者からカジキマグロを納入して食中毒を起こしたのは、邑楽町だけでしょう。あとは新聞出ていないのですから。たまたまそのロットが邑楽町になったと。群馬県の前橋にある給食センターかどこから購入したわけでしょう。そうすると、そこに対するのは別に県の指導ではないでしょう。町独自にペナルティーではないけれども、給食センターを使用禁止だなんて、保健所からそういう命令があって、3日間給食停止をして調理場使えなかったわけですから、そういう腐ったカジキマグロを納入して、荷受けのときどうだこうだ、荷受けの前に、もうそれは腐敗していたのですよ。ちょっと考えが甘いのではない。そういうものを作って、涼しくどンドン、どンドンまた購入しているわけだから。ほかの業者に変えるとか、やっぱり損害賠償を、慰謝料を取っていただくとか、そのぐらいの強い姿勢があって、県の指導って、被害があったのは邑楽町の子供たちですからね。甘いですよ。それは県の指導ではないでしょう。町がやっぱり業者に対してペナルティーをやるべきでしょう。そんな食中毒出しておいて、不名誉な傷をつけて、体を壊して、とんでもないですよ。甘くないですか、教育長。

○横山英雄議長 川田教育長。

○川田定昭教育長 お答えしたいと思いますが、確かにいまだにそれをやっていないのですから、対応が甘いと言われると、そうかもしれませんが、何せ私もそのマグロを納入した業者はわかっていますので、何とかこちらで先にやっていいものかどうかというのは今までも悩んできました。保健所の方の言うのには、今課長のほうからお話があったように、その業者が納めたのだけれども、その業者がその前の段階とか、前の段階というのはいろいろ納入してくる段階ですね。それをいろいろあって、その辺のところはもうちょっとはっきりしてからのほうがいいのではないですかというようなご指導を受けていますので、そのうちどんな保健所のほうからお話に来るかわかりませんが、私自身はその業者にはきちっと町の体制を考えて伝えたいなというふうには今でも思っています。

以上です。

○横山英雄議長 大野議員、まとめね。

○17番 大野 栄議員 教育長、甘いです、考えが。だってその業者から下請、何の納入といたって、給食センターは県の学校給食センターに元請としてやっているわけでしょう。それが、こういう下請は関係ないですよ、元請に責任があるのですから。その責任というのは、下請のこういう納入業者ではないですよ。契約を結んでいるのは、前橋にある学校給食センターなのです。そこに責任があるのでしょうか。その先までは追及する必要ないでしょう。そんなに一々保健所に聞いたり県に聞いたり、やっぱり自立してください、教育委員会としては、町としては。きちんとやっぱりその辺は、いまだにそのまま何でもないなんて、とんでもない話ですよ。やっぱり学校保健もいいですけども、きちんとそういうことを保険を使わないで補償してもらうとか、納入を停止するだとか、いろいろな方法があると思いますけれども、このままでもやもやで業者はあいまいというのは許せないと思います。ですから、早急に対策を練って、きちんとした対応をしていただきたいと要望します。

○横山英雄議長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第65号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計予算を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午後 2時27分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 2時41分 再開〕

◎日程第10 議案第66号 平成20年度邑楽町水道事業会計予算

○横山英雄議長 日程第10、議案第66号 平成20年度邑楽町水道事業会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第66号 平成20年度邑楽町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度の水道事業会計予算の収益的収入は5億3,272万円で、前年度に比べ0.1%増、収益的支出は4億9,695万2,000円で、同5.0%減、資本的収入は4,580万5,000円で、同45.3%増、資本的支出は2億7,580万7,000円で、同23.2%増であります。

なお、詳細につきましては、水道課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 沼田水道課長。

〔沼田正美水道課長登壇〕

○沼田正美水道課長 平成20年度邑楽町水道事業会計予算の補足説明を申し上げます。

水道事業予算書の13ページをごらんいただきたいと思います。最初に、収益的収入及び支出についてご説明いたします。収益的収入の主なものについてご説明いたします。1款水道事業収益、1目給水収益につきましては、水道使用料及び加入金等でございます。前年度の実績から5億1,287万円を予定させていただきました。

続きまして、15ページをごらんいただきたいと思います。収益的支出の主なものについてご説明いたします。1款水道事業費用でございますけれども、その主な支出といたしますと、16ページの中段にございます県水の受水費でございます。前年比1,309万9,000円減額の1億9,683万4,000円を予定させていただきました。減額の理由といたしますと、県水の受水単価の引き下げによるものでございます。

続きまして、21ページをごらんいただきたいと思います。資本的収入及び支出についてご説明いたします。資本的収入の主なものといたしましては、1項企業債でございますけれども、前年比3,000万円増額の4,000万円を予定させていただきました。中野浄水場の発電機交換工事等に伴う企業債でございます。資本的収支に伴う不足額につきましては、補てん財源といたしまして、損益勘定留保資金等により2億3,000万2,000円を予定させていただきました。

23ページをごらんいただきたいと思います。資本的支出の主なものといたしましては、1項建設改良費、3目浄水場整備費でございますけれども、前年比2,100万円増額の4,000万円を予定させていただきました。これは、中野浄水場の発電機の交換等の工事費でございます。

2項企業債償還金1億2,519万円につきましては、企業債の元金償還金でございます。前年比3,000万8,000円の増額となりましたのは、経営健全化借換債等によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第66号 平成20年度邑楽町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について

○横山英雄議長 日程第11、報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙、西邑楽土地開発公社に関する平成20年度予算書及び平成19年度決算書のとおりご報告を申し上げます。

○横山英雄議長 報告の件について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 なければ、以上で報告第1号については終わります。

◎日程第12 議案第67号 西邑楽土地開発公社定款の変更について

○横山英雄議長 日程第12、議案第67号 西邑楽土地開発公社定款の変更について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第67号 西邑楽土地開発公社定款の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、郵政民営化法に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行され、郵便貯金法が廃止されたことに伴い、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正が行われたため、本定款を改正する必要が生じたので、所要の改正をいたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第67号 西邑楽土地開発公社定款の変更について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第68号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

○横山英雄議長 日程第13、議案第68号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第68号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村間で合併が行われる場合の広域連合財産の処分方法を広域連合規約に定めるため、規約の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第68号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第69号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第14、議案第69号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第69号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険の保険料について、新たに減免の特例措置を設置する必要が生じたので、本条例を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第69号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午後 2時53分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 3時15分 再開〕

◎日程第15 諮問第1号 邑楽町農畜産物処理加工施設の使用に関する処分について
の異議申立に対する決定について

○横山英雄議長 日程第15、諮問第1号 邑楽町農畜産物処理加工施設の使用に関する処分についての異議申立に対する決定について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 諮問第1号 邑楽町農畜産物処理加工施設の使用に関する処分についての異議申立に対する決定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年3月31日付、邑楽町農畜産物処理加工施設の使用に関する不許可処分について、平成20年5月7日付で異議申し立てがありましたので、決定書のとおり決定いたしたく、地方自治法第244条の4第4項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、産業振興課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 中村産業振興課長。

〔中村紀雄産業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○中村紀雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 諮問第1号 邑楽町農畜産物処理加工施設の使用に関する処分についての異議申立に対する決定について、補足説明を申し上げます。

最初に、経過について説明をさせていただきます。邑楽町農畜産物処理加工施設につきましては、平成20年4月1日から議会の議決をいただき、指定管理者による管理に移行する予定でしたが、事情により移行することができなかつたため、4月1日から新たに使用許可を与えるに当たり、2者から使用許可の申請がありました。申請内容は、1者は邑楽町農畜産物処理加工施設の調理室を使用したいとの申請でございます。もう一者は、調理室、直売コーナー、味噌加工室すべて

を使用したいとの申請でございました。その申請に対して、3月31日付にて申請者に対して、邑楽町長、金子正一名義で処分の結果を通知したところでございます。

処分の結果は、調理室、直売コーナー、味噌加工室すべてを使用したいとの申請者に対しては許可、調理室のみを使用したいとの申請者に対しては不許可とする旨の処分でございます。不許可の理由は、邑楽町農畜産物処理加工施設は全体（調理室、直売コーナー、味噌加工室）で1つの施設であり、町として施設は一体的に使用しているためであります。その処分結果に対し、平成20年5月7日付にて不許可人から異議申立書が提出されました。その異議申し立てに対して、邑楽町長が別紙決定書のとおり決定するに当たり、地方自治法第244条の4第4項の規定により議会の意見を伺いたく、諮問させていただくものでございませう。

議案書の一番最後から3枚目の議案書をごらんいただきたいと思ひます。朗読をして説明にかえさせていただきますと思ひます。

決定書でございます。決定書。異議申立日、平成20年5月7日。

異議申立人、住所、これにつきましては個人情報につき不開示とさせていただきます。

異議申し立ての趣旨でございます。4つほどございませう。

(1)、「2記載の処分を取り消し、許可とする。」との決定を求めらるものでございませう。

(2) としまして、当該処分の理由が、法的根拠をもってなされたものであるか否かの認否及びその決定に至る条項の提示を求めらるものでございませう。

(3)、当該処分が、地方自治法第244条2項並びに同条3項に違反するか否かの認否及びその決定に至る法的根拠の提示を求めらるものでございませう。

(4)、当該処分に至るまでの金子正一邑楽町長による事実行為 {下記5の(4)(7)(9)} が、邑楽町農畜産物処理加工施設管理規則第2条並びに第5条3項に基づいてなされたものであるか否かの認否及びその決定に至る法的根拠の提示を求めらるものでございませう。

これに対しまして、異議に対して次のとおり決定するものでございませう。

異議申立(1)に対する決定でございます。異議申立人の要求を棄却するものでございませう。

次のページをお願いいたします。その棄却の理由でございます。

理由。異議申立人が求めている内容は、平成20年3月5日付で異議申立人より邑楽町長あてに提出された邑楽町農畜産物処理加工施設使用許可申請書に対する決定として平成20年3月31日付邑産発第941号で邑楽町長金子正一より異議申立人あてに使用許可申請書に対する決定として不許可とした処分を取り消し、平成20年度における調理室の使用を許可する処分でございます。邑楽町農畜産物処理加工施設は全体（調理室、直売コーナー、味噌加工室）で1つの施設であり、邑楽町農畜産物処理加工施設を設置して以来、施設は一体的に使用許可してきたところでございませう。平成20年3月5日付で異議申立人より邑楽町長金子正一あてに提出された邑楽町農畜産物処理加工施設許可申請書の内容は調理室のみ使用許可申請であり、平成20年3月17日付で他者より邑楽町長あてに提

出された呂楽町農畜産物処理加工施設使用許可申請書の内容は呂楽町農畜産物処理加工施設全体の使用許可申請である。2者より呂楽町長あてに提出された呂楽町農畜産物処理加工施設使用許可申請書の内容を比較検討した結果、呂楽町農畜産物処理加工施設の管理運営上、加工施設全体の使用許可を申請した他者に使用を許可することが合理的であるため、異議申立人による使用許可について適当と認められないため不許可としたものでございます。

なお、次の(2)、(3)、(4)につきましては、その決定につきましては(1)の処分に関する付随事項でありますので、記載のとおりでございます。説明については割愛させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

細谷議員。

○14番 細谷博之議員 この問題になっております呂楽町農畜産物処理加工施設、これは私がちょうど議員になったときに、たまたま議会にかけられたので、私は承知しているのですけれども、時の農政課長ですか、神谷理十郎さんだっと思います。私、議会が終わった後、農政課長の神谷理十郎さんのところに、この正式名称、呂楽町農畜産物処理加工施設ですか、何ができるのだろうなと思ひまして、聞きに参りました。そのときに、神谷課長から、「食堂ができるのだよ」と、そういう答弁でした。私も一瞬、何であいあいセンターの下に食堂ができるのかな、もし町で食堂をやるのならば、農協ですか、時の農協と話し合っ、広幹道のへりにでもつくったほうが商売になるのではないかなと、そのように自分は感じました。先輩の議員の人たちは、これを一応認めていたわけですが、私は1期生なので、全く成り行きようがわからなかったのです。それで、神谷課長に説明を受けたらば、実は各グループですか、婦人のグループが、幾つか今説明にあったとおり、加工施設、加工のことで、個人の篠屋なり、そういうところを借りて、各グループがやっているのだと。それで、お互いそこへ行く人も気を使う。そういうことなので、ぜひ気を使わずに使える、気を使わずにやれる場所が欲しい、それが今のあいあいセンターですか、の多分、そういう趣旨でつくられた今の施設だと思ひます。そういうことを、時の担当課長から説明を受けた覚えがあります。

以上です。

○横山英雄議長 答えはよろしいのですか。

細谷議員。

○14番 細谷博之議員 では、担当課長にちょっと、それでいいのだから悪いのだから、今の建物の、建てた目的ですね、その辺をちょっと聞きたいのですけれども。

○横山英雄議長 中村産業振興課長。

○中村紀雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答え申し上げます。

現在の施設は、平成8年4月1日から開設いたしまして、町内における農業者が主体となった団

体の方々が開所するというところで、国の平成6年度に基盤確立農業構造改善事業という趣旨で建物をつくったものでございます。それから現在まで、現在使用している団体が今日まで、その3施設を利用して、町内の方々を含めて農畜産物の町内のものを主体として販売をし、加工し、町民に提供してきたと、こういうような経緯でございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 この場所につきましては、私の解釈では、農業の振興が一番全面的に出ている施設だと思っております。農家でとれたものをここで処理加工して販売するのが、本当の本来の目的の中心ではないかというふうに思っておりますが、今はいろんなものを持ってきて販売をしている。買いに来る人が、何でもあれば便利だからというふうな趣旨もあるようでございますけれども、中身は私はその目的に対して逸脱している部分もたくさんあるのではないかなというふうな気はいたします。

そしてまた、この書類を見た限り、今まで使っていた人たちは既得権があります。ですから、その人たちに便利な解釈をしているというのが大方の解釈の仕方だと私は思っております。申し込んだ人の、前の全協でいろんな書類を見させていただきましたが、それにつきましてはいろんなところが隠してありまして、何か議員さんの名前も出てくるようですから、そういう部分では私は、その人がだれなのか、明らかにしていただきたいという部分もでございます。

そしてまた、この運営協議会、名簿を提出するというところで、まだ私たちに提出されていませんけれども、どのような人が運営委員になっていたのか。それも、やはりそこを利用している中から4人か5人出ているわけです。その人たちが審議をするということであれば、当然平等な目で、私は見られないのではないかという、そういう思惑もでございます。本来であれば、第三者機関がきちっと審議をし、平等な目で一般の町民の対応を審議するのが、私はその委員会だと思っております。そういう点で、今までやっていた人たちを優遇するような動きのある回答が、私は随分この中に含まれているのではないかというふうに思います。そういう点では、4月1日からなぜ続けて貸したのでしょうか。中身を改善して、きちんとした対応をとった中で、新しく指定管理者制度のもとに貸し出すということで動いていたわけですね。その中身が精査されないまま、今日に至っているのです。では、それが終わるまで、暫定的に貸しましょうということで執行側が動いたとすれば、私はそれも優遇措置の一つとして貸し出したのではないかというふうにも思います。

そして、この募集に当たり、どれか1つに丸をつけるというふうな対応でございました。一番中心になるのは、やはり加工施設なのです。農家でとれた地場産のいろんなものを利用して、加工して品物売る、それが私は第1の目的ではないかというふうに、この施設に対して思っております。そういう点で、どのような見解をお持ちなのか、町長にお尋ねしたいと思います。

○横山英雄議長 中村産業振興課長。

○中村紀雄産業振興課長兼農業委員会事務局長　お答え申し上げます。

今回の4月1日からの使用については、先ほどご説明させていただきましたとおり、2者の方から申請がされてきたものでございます。呂楽町の行政手続条例からしますと、こういうものを許可するときは、その基準を定めておくのだということが規定されておりますけれども、残念ながらこの農畜産物処理加工施設の使用許可等に対する規定等がないわけです。そのために、町長としますと、この使用許可を判断する材料ということで、1つとしましては申請者に対して、今議員がおっしゃった1枚の規則で定められている様式以外のものをぜひご提供いただきたいというようなお願いを、両申請者に対してもお願いをしてきたところでございます。

それだけでは資料として不足するものがございますから、運営協議会といいますか、その中身を一番熟知をされている団体の方々に、たまたま指定管理者の導入を予定していた中で、議会から等いろいろな検討課題、この間全協のほうでご報告させていただきましたが、その辺の検討する会議を招集する予定もございましたので、あわせてそのときに、この2者からの申請がされていることについて意見を求めたと、このようなことで、そのような材料の中に判断したものでございます。

ただ、この運営協議会に図った中身ですけれども、当然名前、その特定ができる、個人がわかる、申請者がわかる情報は全く開示せずに、Aさん、Bさんということでご意見を伺ったということでございます。ただ、町側からその判断というか、的確にご意見いただくような資料の提供ができませんでしたので、異議申立人の方が添付した書類が議員さんのお手元に行っているかと思っておりますけれども、その中身を見ていただきますと、資料がないから検討ができないのではないかとというようなことで、直接判断に至る材料というのはいただけなかったという状況でございます。

それと、先ほど議員のほうからお手元にお渡しした資料の関係のお話いただきましたが、これにつきましては、私どもが議会にこうやって説明をさせていただく機会を与えていただくわけでありまして、私どもが議会にこうやって説明をさせていただく機会を与えていただくわけでありまして、私個人が判断しまして、異議申立人さんが提出されたものもあわせて提出させていただくほうが平等性をとれるだろうということで、私の判断で提出させていただいたものです。名前を消した部分につきましては、個人情報ということで、特に配慮する必要があるということで判断して処理をしたものでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長　本間議員。

○13番　本間恵治議員　私は、担当課長に聞いているわけではないのです。町長にと言ったのです。

町長が判断をして許可をしたのですよね。課長は、苦肉の言いわけというのではないのですけれども、今いろんなことを言いましたけれども、実際にこの書類を照らし合わせてみたときに、どちらが有利に動いているかと。あくまでも行政というのは平等な立場で規則をつくり、平等な立場で選出するわけですよね。そこに違いはないのですよね。公平な立場でやるわけですよ。ですから、このあいあいセンターも、一年一年区切って貸していたわけですよね。今まではそうですね。続けてずっ

と貸していたわけではないですよ。ちゃんと更新をして貸していたのですよね。それで、けじめもつけていたわけですよ。ですから、そういう判断の中で第三者が見たときに、不合理が生じるということはやはりおかしいのですよね。そこのところをよく平等に考えて、やはり行政というのは事に当たらないと、大変なことになります。

私は、ここは本当に地元でとれたものを加工して売るのが、私は地域の人たちに密着したあり方だと思うのです。ですから、地代も家賃も取らないで、地域の人たちに利用していただいて、その地場産業の活性化のために、一矢を報いるために、私は新設したのだと思うのです。例えば、地元でとれたものを加工して売る、本来はそういうのが、私は理想だと思っています。ですが、その中身を見ますと、材料をよそから仕入れて、品物をその加工場でつくって売ったほうがもうかるからとか、そういう動きもありますよね。私はその中で、指定管理者制度になったら何%は地元のものを売ってくださいというふうに書いてありますよね、今までの規則の中では。だけれども、私は本来であれば、地元の人たちに、地元でとれたものをより安く売ってもらうのが一番いいのだと私は思っているのです。そういう部分で、やはりその目的を曲げて解釈しないように、常に行政が貸し出すのであれば配慮をしていただきたいし、やはりそれには町民のために平等な立場に立ってきちんとした規則をつくっていただいて、それで指定管理者にゆだねるのが行政の立場だと思いますので、深くお願いをし、質疑を終わります。

○横山英雄議長 ほかに。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 町長にお尋ねします。

町長は、100%情報公開ということで当選された町長です。邑楽町の農畜産物処理加工施設運営協議会というのは公的な協議会ですので、それを伏せるというのはおかしいのではないですか。協議会のメンバーを、過日の全員協議会の中で、どういう方がメンバーだか議会がわからないので、その協議会のメンバーを出しなさいということを要望して承ったわけですが、いまだに出されていない。すぐ出してください。

それからあと、職員についてです。黒塗りにしたりどうしたり、いろいろこうしてありますけれども、職員というのは職務上の立場でいろいろやっているわけですから、そこも黒塗りにするのはおかしいと思います。町長だけが金子正一邑楽町長で出て、職員はやっぱり公務員ですから、公のきちんとした法的なものについての職員の責任、情報公開100%ですから、職員については明確にするべきであると思います。町長はどういうふうに考えますか。

○横山英雄議長 田口議会事務局長。

○田口茂雄事務局長 ただいま名簿の関係のご質疑がございました。名簿に関しては、さきの全員協議会で提出の要求がございまして、お示しすると、配付するというところで事務局のほうでお預かりしまして、全協でのご質疑がございましたので、本日の全員協議会で配るべく用意をございま

す。町側からは提出を受けているということで、ご承知おきを願いたいというふうに思います。

以上です。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

この決定書の補完をするところの書類について、マーキングがしてあるということで、特に職員については公の職員であるのということのお尋ねであります。職員についてはその情報ということの守秘義務というものはあるわけです。特にその職務上で知り得たものについてはということがありますから、そういった状況でマーキングしたと。もっと言いますと、税務職員等については税法の上で、なおかつその上に立っての守秘義務が強く規制されているような状況もあるわけでございます。その観点から、ただいま産業振興課長のほうから申しあげました判断に基づいてマーキングをしたというものであろうかと思えます。

それと、運営協議会のメンバーについては、先ほど議会事務局長のほうから答弁がありましたので配付をしていただけるものと、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 メンバーの提出というのは、今事務局長の説明だと、議員から出たので、今全員協議会の中で置いてありますということですが、もう以前からその要望は出ていたのですよ。再度また議員から催促されて出したのでしょうか。そういう姿勢おかしいのではないですか。これが出たときから、もうそういうのは出していただきたいということは、要請は議会として全員協議会の中で出ていたのですよ。

それに守秘義務云々ということですが、公務員ですから職務上の守秘義務は守らなくてはならないのですよ。しかし、自分が受付としてやったということは守秘義務ではないです。書類を、どここの住民課のだれべいが受け取ったとか、住民課の課長が受け取ったとか、当たり前でしょう。守秘義務はやらなくては、守らなくてはだめですよ、職員は。そうではないのです。私の言っているのは、その以前の問題です。公務員ですから、やっぱり公的にいろんな書類をだれだれに渡したというのは当たり前でしょう。あなたは情報公開100%なのだから、公務員のそういう受けたとか、黒塗りすることないのですよ。再度。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

先ほども産業振興課長のほうから申しあげましたとおりでございます。その審査項目について、特に担当のほうで判断をしたということでもありますし、またそれが守秘義務ということについてももっと公開しなさいというようなお尋ねでありますけれども、それは公開できるものについては公開をするということについてはやぶさかではありませんので、お答えをしたいと思います。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 町長、答弁になっていない。私の質問はそうではない。守秘義務というのは守らなくてはならない、職員だって町長だって議員だって。それ以外の問題でしようということを行っているのです。職員は公務員ですから、いろいろやっぱりこの書類を受理したとか、だれだれに渡したというのは、もう当然情報公開100%で当選された町長ですから、やるのは当たり前でしょう。だから、担当課長のせいにするのではなくて、この通知決定を出しているのは町長なのですから。だから、そういう形で私は指摘しているのです。だから、そういう職員の職務なのですから、それはだれだれが受け取った、申込書を受け取った、そういうのは当たり前だ。伏せるのは、守秘義務は伏せなくてはならない。だけれども、職員ですから、それはやっぱり明確にしなくてはならないのでは、ということを探ねているのですよ。全然答弁がずれている。もう一回尋ねます。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えします。

先ほど産業振興課長がお答えしたことと私の考え方は同じでありますので、決して担当職員を、その責任を負わせるというような考え方はありませんので、課長が答弁したことと私の考え方、答弁は同じということをご理解をいただきたいと思います。

○横山英雄議長 中村産業振興課長。

○中村紀雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 この不開示について私のほうで判断いたしましたので、再度ちょっと報告させていただきます。

私のほうの判断では、情報公開に基づく情報公開と、今回資料として提出したものであるという使用目的が異なるだろうというふうに判断をしました。今回は議会に対して開示といいますか、資料として提供させていただくものでありますから、必然的に町民に対して開示をしていくという考え方にもなります。そのようなことで、職員という考え方もありますけれども、個人というものについての情報については特に配慮する必要があるというふうに判断した中で処置をしたものでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 ほかに質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 それでは、質問を打ち切ります。

ただいま議題になっております諮問第1号は、建設・経済常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、建設・経済常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会の宣告

○横山英雄議長 以上で本日の日程は終了しました。

来る16日は、都合により午前9時から会議を開き、一般質問を行います。

あす14日並びに15日は休日につき休会となります。これにて散会いたします。

[午後 3時49分 散会]